INVEST PROMOTION 2020

神奈川県企業立地ガイド

神奈川県企業誘致促進協議会について …… 1
「神奈川」の立地ポテンシャル –3つのちから– …… 1
神奈川県内の地域産業プロジェクト一覧 …… 3
優遇制度のご案内 …… 15
「神奈川」の総合特区をご紹介します …… 45

神奈川県企業誘致促進協議会

神奈川県企業誘致促進協議会について

神奈川県企業誘致促進協議会は、神奈川県、県内市町及び関係団体が連携して企業誘致の取組みを進めるため、1994年度に設立されました。
現在、構成団体は、23団体を数え、主に次のような事業を行っております。

横浜市　川崎市　相模原市　横須賀市　平塚市　鎌倉市
藤沢市　小田原市　三浦市　秦野市　厚木市　大和市
伊勢原市　海老名市　座間市　南足柄市　寒川町　大井町
山北町　開成町　愛川町
株式会社横浜銀行　神奈川県

1　募集中の産業用地「地域産業プロジェクト」のご案内

本協議会では、神奈川県内で優れた立地環境を誇る分譲・開発中の工業用地、研究所・研修所用地等を毎年度、「地域産業プロジェクト」に指定しています。
2020年度は、4つの産業用地を指定しています。
「地域産業プロジェクト」への立地をご検討いただくため、随時現地への案内を行っております。お気軽に事務局までご連絡ください。　⇒詳細は、P3～P12をご覧ください。

①西湘テクノパーク（小田原市）
②横須賀リサーチパーク（横須賀市）
③伊勢原大山インター周辺地区（伊勢原市）
④足柄産業集積ビレッジ（南足柄市・開成町）

2　優遇制度のご案内

神奈川県及び県内市町では、新規に企業立地をご検討の皆様のために融資制度等の優遇制度を設け、県内の産業用地への企業誘致促進を図っています。是非、これらの優遇制度を進出の際の資金支援としてご活用いただき、本県への立地をさらに一歩踏み込んでご検討いただければ幸いです。
⇒各支援制度の詳細は、P15～P44をご覧ください。

3　メールマガジンによる企業誘致関連情報の配信

メールマガジン(かながわ産業立地ニュース)により、企業誘致関連情報等をリアルタイムに発信しております。メールの配信をご希望の場合は、協議会ホームページからご登録できます。ご不明な点がある場合は、お気軽に事務局にお問い合わせください。

神奈川県企業誘致促進協議会ホームページ「かながわ産業立地情報」
http://www.k-yuchi.jp/　かながわ産業立地情報　検索
〈内容〉　○神奈川県内の産業用地　○神奈川県内の立地優遇制度のご案内
○神奈川県の工業団地　○かながわ産業立地ニュース　等

「かながわ」の立地ポテンシャル　―3つのちから―

神奈川県は、研究開発機能の集積や豊富な人材、多様で魅力ある県土など、様々なポテンシャルを有しています。ここでは、企業の皆様が産業活動をする上で、いかに神奈川県が優れた立地ポテンシャルを持つかをご紹介させていただいております。神奈川の素晴らしさをご理解いただき、皆様の高いご関心を是非とも神奈川に向けていただきますようお願いいたします。

1　研究開発力

○研究開発機能の集積

本県には多くの研究機関が所在し、全国でもトップクラスの科学技術県となっています。学術・開発研究機関の事業所数は491ヶ所で全国第2位、高等教育機関の事業所数は105ヶ所で全国第4位となっています。また、技術力のある企業、理系学部のある大学や研究科のある大学院も集積しています。

― 2014年経済センサス基礎調査 ―（総務省）

2 人材力

○豊富な研究開発人材と厚い生産年齢層

神奈川県は約910万人を超える人口を抱え、生産年齢人口は約580万人、生産年齢人口割合は62.7%で、ともに全国第2位となっています。また、神奈川県内で働く学術・開発研究機関の従業者数は62,907人で、全国第1位となっています。

総務省統計局人口推計（2019年10月1日現在）

―2014年経済センサス基礎調査―
（総務省）産業中分類「71学術・開発研究機関」

3 地域力

（1）交通の利便性

道路

圏央道（さがみ縦貫道路）や横浜北線、横浜北西線の開通に続き、今後も新東名高速道路などの開通が予定されており、広域交通の利便性が一層向上します。

鉄道

都心や中部圏、関西圏にも良好なアクセス。横浜からの所要時間は品川へ16分、羽田空港へ17分、東京へ25分です。
※所要時間は乗車時間（最速の場合）

空港

羽田空港の24時間国際空港化及び国際線増便（2020年3月29日～）の実現などにより、国内各地や海外との間で、ヒト・モノ・情報の交流がますます活発になっており、国際的にビジネスを展開する企業にとって、海外への時間距離が大幅に短縮するなど利便性が向上しています。また、2017年9月に着工した「羽田連絡道路」が供用されると、川崎側の殿町地区と大田区側の羽田空港跡地地区の連携が強化され、「ヒト・モノ・ビジネス」の交流が一層活発化します。

港湾

国際コンテナ戦略港湾（横浜港・川崎港）、重要港湾（横須賀港）など海上交通面も非常に高い利便性を有しています。

（2）都市と自然の共生

横浜に代表される大都市や鎌倉、箱根などの観光地、丹沢、津久井地域などの自然豊かな地域が県内に共存しています。

神奈川県内の地域産業プロジェクト一覧

神奈川県内の地域産業プロジェクト等の公的機関が分譲・造成等を行っている工業用地、研究所･研修所用地をご紹介します。

神奈川県内に進出をお考えの際には、企業立地の候補地として、ご検討いただきますようお願いいたします。

2020年度　神奈川県地域産業プロジェクト

名称・問合せ先	詳細掲載
1 西湘テクノパーク（小田原市羽根尾地区工業団地） ☎（045）641-8937　鹿島建設㈱横浜支店営業部開発事業グループ ☎（0465）33-1513　小田原市経済部産業政策課	5頁
2 横須賀リサーチパーク ☎（046）847-5000　㈱横須賀テレコムリサーチパーク（オフィス） ☎（045）225-9553　京浜急行電鉄㈱生活事業創造本部レジャー･オフィス事業部 ☎（046）822-8290　横須賀市経済部企業誘致・工業振興課	7頁
3 伊勢原大山インター周辺地区 ☎（0463）94-4769（直通）　伊勢原市都市部新産業拠点整備課	9頁
4 足柄産業集積ビレッジ ☎（0465）73-8007　南足柄市都市計画課足柄産業集積ビレッジ担当	11頁

❶ 西湘テクノパーク（小田原市羽根尾地区工業団地）

ー緑とシーサイドのテクノゾーンー

○問合せ先　鹿島建設(株)横浜支店営業部開発事業グループ　☎(045)641-8937
小田原市経済部産業政策課(企業誘致係)　☎(0465)33-1513　FAX(0465)33-1286

「西湘テクノパーク」は、小田原市の東部、橘地域に位置し、曽我丘陵の相模湾を一望する風光明媚な温暖な地に、土地区画整理事業により、整備されました。

「自然と人間の共生」を合い言葉に整備し、工業ゾーンには、公害のない優良企業の集積を図り、中央には、憩いの場となるコミュニティーゾーンを配し、公園、公益施設等も配置しました。

国道1号及び西湘バイパス「橘I.C.」から900mの至近距離にあり、鉄道の最寄り駅であるJR東海道線国府津、二宮両駅から2.8kmに位置しています。

工業用地22.3haを8街区に整備し、1.5haの区画を分譲中です。

●西湘テクノパークの概要

所 在 地		神奈川県小田原市羽根尾地区
全体面積		約30.3ha
分譲面積		計1.5ha （1街区の分譲面積1.5ha）
分譲価格		応相談
交　通	鉄道	JR東海道線国府津駅・二宮駅から2.8km
	道路	東名高速道路秦野中井I.C.から約8.0km 西湘バイパス橘I.C.から約0.9km 小田原厚木道路二宮I.C.から約3.0km
用途地域		工業専用地域（地区計画あり）
建築基準		建ぺい率60%　容積率200%
希望業種		一般製造業、研究開発型で公害のない優良企業
用　　水		県上水道2,200t／日
排　　水		公共下水道（雨水・汚水分流方式）
募集方法		公募
優遇制度		小田原市企業誘致推進条例（立地奨励金、税制優遇、雇用促進奨励金） 小田原市企業振興資金融資制度 小田原市企業立地促進融資利子補給制度 神奈川県企業立地促進補助金 神奈川県企業立地促進融資制度 神奈川県不動産取得税の軽減 神奈川県企業誘致促進賃料補助金
U R L		小田原市公式ホームページ 工場用地（西湘テクノパーク）のご案内 http://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/industry/corpo/yuuti005.html

●位置図

●分譲区画図

写真上／分譲中の区画G-4（赤点線囲み部分）を西側から望む

工業ゾーンⅠ	A	―	計
	B	―	
	C	―	―

工業ゾーンⅡ	D	―	計 1.5ha
	E	―	
	F	―	
	G	1.5ha	
	H	―	

写真下／東南東から望む西湘テクノパークの全景
（赤点線囲み部分は分譲中のG-4区画）

② 横須賀リサーチパーク(YRP)

－最先端の研究開発拠点－

○問合せ先　株式会社横須賀テレコムリサーチパーク(オフィス)　☎(046)847-5000　FAX(046)847-5010
京浜急行電鉄㈱生活事業創造本部レジャー・オフィス事業部　☎(045)225-9553　FAX(045)225-9575
横須賀市経済部企業誘致・工業振興課　☎(046)822-8290　FAX(046)823-0164

情報通信技術に特化した研究開発拠点として、東京湾を望む横須賀市の丘陵部に**「YRP（横須賀リサーチパーク）」**が1997年10月1日にオープンしました。

YRP計画は、マルチメディア時代に対応する移動通信技術の研究開発を目的に、国内外の研究機関が集積し、世界的な通信技術の研究開発拠点づくりを目指しています。

YRPの中心部に位置する「グランドセンターゾーン」には、研究所や研修所の他、商業施設、文化施設、宿泊施設が計画され、ここに集い、交流する人々に様々なサービスを提供します。

YRP西側の「研究開発ゾーン」は各企業に研究所建設用地として敷地を分譲しています。

また、YRPの周辺部には15ha以上に及ぶ公園を配置し、ここで働く研究者や市民の皆様に安らぎとうるおいの空間を提供します。

なお、2018年12月の都市計画の変更により、グランドセンターゾーンに工場の立地が可能となりました。

R&Dに併設する試作ラインの設置も可能です。

●横須賀リサーチパークの概要

所 在 地		神奈川県横須賀市光の丘
全体面積		58.8ha
分譲価格		応相談
交　通	鉄道	京浜急行線YRP野比駅からバス利用
	道路	横浜横須賀道路佐原I.C.から約1.7km
用途地域		準工業地域、第1種中高層住居専用地域
建築基準		建ぺい率60%　容積率200%
希望業種		情報通信関連業
優遇制度		横須賀市企業等立地促進制度(税制・奨励金) 新規立地事業所等就業者転入支援制度 YRP進出事業者補助金 神奈川県企業立地促進補助金 神奈川県企業立地促進融資制度 神奈川県不動産取得税の軽減 神奈川県企業誘致促進賃料補助金
U R L		http://www.yrp.co.jp/

●位置図

◆主な進出企業等(2020年4月1日現在50音順)

●独立研究所

㈱アルファシステムズ、㈱NTTドコモ、(一財) テレコムエンジニアリングセンター、日本電気㈱、㈱ニフコ、日本エア・リキード(同)、矢崎総業㈱

●YRPセンター1番館

国立研究開発法人情報通信研究機構、㈱コミュニケーションビジネスアヴェニュー、ProGATE㈱、ユーシーテクノロジ㈱、横須賀市産学官交流センター(オーフス大学、京都大学、慶応義塾大学、埼玉工業大学、電気通信大学、東京大学、東北大学、東洋大学、横浜国立大学、早稲田大学)、㈱横須賀テレコムリサーチパーク

●YRPセンター2番館

伊藤忠テクノソリューションズ㈱、京急サービス㈱、国立研究開発法人情報通信研究機構

●YRPセンター3番館

㈱KDDI総合研究所

●YRPベンチャー棟

㈱アイ・ピー・ピー、㈱エイジング、NDS.TS㈱、㈱NTC、㈱NTCテクノロジー、㈱NTTデータMSE、NTTテクノクロスサービス㈱、㈱NTT東日本－南関東、エリクソン・ジャパン㈱、キーサイト・テクノロジー㈱、㈱熊谷組、京急建設㈱、㈲ケープコム、NPO法人産業クラスター研究会、㈱ジェヌイン、ソフトバンク㈱、デイ・ナイト㈱、㈱東陽テクニカ、Localist㈱、ネットワンシステムズ㈱、ノキアソリューションズ&ネットワークス合同会社、パナソニックシステムソリューションズジャパン㈱、ひかりの丘歯科医院、㈱BONDS CONSULTING、㈱モバードシステム、YRP情報産業協同組合

●YRP５番館

富士通㈱

ＹＲＰ全体図

総面積 58.8ha

事業主体　（株）横須賀テレコムリサーチパーク（ＹＲＰセンター１番館賃貸）
京浜急行電鉄（株）（建物賃貸・土地分譲）

事業用地の面積

区画	敷地面積
Ⓐ	5,707㎡

○問合せ先
横須賀市経済部企業誘致・工業振興課
☎(046)822-8290　FAX(046)823-0164

賃貸物件の面積

	構造規模	営業開始	建築面積	延床面積	区画面積	天高（階高）
①YRP センター１番館	ＳＲＣ造 地下１階 地上７階	1997年	3,203㎡ (986.9坪)	14,850.68㎡ (4,492.33坪)	110㎡～120㎡ (33.27坪～36.3坪)	2,700mm (4,100mm)
②YRP センター２番館	Ｓ造 地上７階	1997年	1,160㎡ (350.9坪)	7,572.12㎡ (2,290.56坪)	72.08㎡～279.94㎡ (21.80坪～84.68坪)	2,700mm (3,970mm)
③YRP３番館	Ｓ造 地上５階	1999年	1,507㎡ (455.86坪)	6,768.23㎡ (2,047.38坪)	196.36㎡～1,144.43㎡ (59.39坪～346.19坪)	2,700mm (3,960mm)
④YRP ベンチャー棟	Ｓ造 地上４階	2001年	1,194.59㎡ (361.36坪)	4,051.71㎡ (1,125.64坪)	13.27㎡～108.47㎡ (4.01坪～32.81坪)	2,600mm (3,800mm)
⑤YRP５番館	Ｓ造 地上10階	2002年	2,237㎡ (676.69坪)	20,305.05㎡ (6,142.27坪)	1,744.40㎡ (527.68坪)	2,700mm (4,100mm)
⑥ハイム光の丘２（住居）	RC造 地上9階	1998年	395.63㎡ (119.67坪)	2,268.26㎡ (686.14坪)	27㎡ (8.16坪) 全70室	-
⑦ハイム光の丘３（住居）	ＲＣ造 地上10階	1999年	467.62㎡ (141.45坪)	2,824.25㎡ (854.33坪)	27㎡ (8.16坪) 全79室	-

○問合せ先
①について
株式会社横須賀テレコムリサーチパーク
☎(046)847-5000　FAX(046)847-5010
②～⑦について
京浜急行電鉄㈱生活事業創造本部レジャー・オフィス事業部
☎(045)225-9553　FAX(045)225-9575

進出企業研究所

❶ ＮＴＴ横須賀研究開発センタ
延床面積：95,000㎡

❷ 日本エア・リキード㈱
東京イノベーションキャンパス
延床面積：8,097㎡

❸ ㈱アルファシステムズ
ＹＲＰアルファテクノセンター
延床面積：5,405㎡

❹ ㈱NTTドコモ
R&Dセンタ1号館
延床面積：50,647㎡

❺ ㈱NTTドコモ
R&Dセンタ2号館
延床面積：54,529㎡

❻ ㈱NTTドコモ
R&DセンタANNEX-L
延床面積：4,740㎡

❼ ㈱NTTドコモ
R&DセンタANNEX-R
延床面積：2,400㎡

❽ テレコムエンジニアリングセンター
横須賀リサーチセンター
延床面積：1,131㎡

❾ NEC YRP 技術センター
延床面積：6,870㎡

❿ 矢崎総業㈱ 技術研究所
延床面積：3,152㎡

⓫ ㈱ニフコ本社
延床面積：12,036㎡

⓬ ㈱ニフコ技術開発センター
延床面積：14,442㎡

賃貸物件

❶ YRPセンター1番館
延床面積：14,850㎡

❷ YRPセンター2番館
延床面積：7,572㎡

❸ YRP3番館
延床面積：6,768㎡

❹ YRPベンチャー棟
延床面積：4,051㎡

❺ YRP5番館
延床面積：20,305㎡

❻ ハイム光の丘２
区画面積：27㎡
全70室

❼ ハイム光の丘3
区画面積：27㎡
全79室

ホテル・レストラン

❶ 京急EXイン
横須賀リサーチパーク

❷ 蕎麦と懐石 うちくら

❸ カフェレストラン ローズテリア

③ 伊勢原大山インター周辺地区

○問合せ先　伊勢原市都市部新産業拠点整備課
☎（0463）94-4769（直通）
☎（0463）94-4711（代表）　内2252　　FAX（0463）95-7614

●神奈川県伊勢原市の概要

神奈川県のほぼ中央に位置する伊勢原市は東京から東名高速道路で40分、小田急線で新宿から60分、距離にして東京から50キロメートル、横浜から45キロメートルの位置にあり、首都近郊の都市でありながら、大山などの恵まれた自然環境と温暖な気候から、県内はもとより広く関東一円の人々の憩いの場となっています。

市内では、既存の東名高速道路、小田原厚木道路のほか、今後開通予定の新東名高速道路や国道246号バイパス等の広域幹線道路が整備されることにより、更なる広域的な交通ネットワークが形成されます。これに伴い、広域幹線道路の整備効果を生かした地域経済の活性化を図るとともに、新たな産業用地の創出を推進する等、雇用機会の拡充に取り組んでいます。

また、市全域が神奈川県の「さがみロボット産業特区」に指定されていることから、ロボット関連企業の立地に対する支援体制が整えられています。

●事業概要

伊勢原大山インター周辺地区は、伊勢原駅から北西約3ｋｍに位置し、農地や既存住宅地、学校施設（産業能率大学）等を含む約23haの地区になります。

地区の北側では、新東名高速道路の伊勢原大山インターチェンジが2020年3月に開設され、地区の中央では、国道246号バイパスや県道603号の整備が進められていることから、広域幹線道路ネットワークの向上による、産業用地としての需要が高まることが期待されます。

現在、地権者組織の伊勢原北インター上粕屋地区土地区画整理組合設立準備委員会（2016年4月設立）が中心となり、組合施行の土地区画整理事業の実施に向けた手続きを進めています。

また、神奈川県が行った市街化区域と市街化調整区域を区分する都市計画手続き（第7回線引き）が2016年11月に告示され、本区域を含む高部屋地域が一般保留に位置付けされています。

所 在 地		神奈川県伊勢原市上粕屋地区
全体面積		土地区画整理事業予定区域約23ha
分譲面積		約13ha
交　通	鉄道	小田急小田原線 伊勢原駅から北西約3.0㎞
	道路	■地区北側 新東名高速道路 伊勢原大山インターチェンジ ■地区中央 国道246号バイパス・県道603号 ■地区西側 県道大山板戸線

●位置図

●スケジュール

2019年度	市街化区域編入に向けた都市計画手続き開始
2020年度（予定）	市街化区域の編入、土地区画整理組合設立

伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

位置図

土地区画整理事業予定区域
（約23.2ｈａ）
伊勢原大山IC
伊勢原JCT
厚木南IC
伊勢原西IC
県道611号
新東名高速道路
県道603号
（西富岡石倉線）
国道246号バイパス
東名高速道路
国道246号
小田急小田原線
国道129号
当該箇所
神奈川県

④ 足柄産業集積ビレッジ

ー都心に直結、南関東の拠点へー

○問合せ先　　南足柄市都市部都市計画課　　☎(0465)73-8007

●南足柄市・開成町

足柄産業集積ビレッジは、南足柄市と開成町の両市町、企業、教育・研究機関等が協力しながら産業集積を進め、足柄地域全体の発展・活性化を図っていくことを目的としてまちづくりを進めています。

現在、計画区域のうち北側地区を先行整備地区として、土地区画整理事業によるまちづくりの検討を進めており、早期の造成工事着手を目指して事業を進めております。

周辺には、富士フイルム㈱神奈川工場や富士ゼロックス㈱竹松事業所、アサヒビール㈱神奈川工場、㈱明治ゴム化成、日本製紙クレシア㈱神奈川工場など多くの企業が立地しています。

●足柄産業集積ビレッジ構想地区の概要

所 在 地		神奈川県南足柄市壇下、竹松地区
全体面積		約32.3ha
分譲面積		先行整備地区　北側地区11.8ha (うち分譲面積7.8ha)
分譲価格		未定
交　通	鉄道	小田急小田原線　開成駅から約2.0km 伊豆箱根鉄道大雄山線　大雄山駅から約1.5km
	道路	東名高速道路　大井松田I.C.から約4.0km
用途地域		工業地域(予定)
建築基準		建ぺい率60%　容積率200%(予定)
用　　水		市営水道
排　　水		公共下水道
募集方法		未定
優遇制度		40ページ参照
U R L		http://www.city.minamiashigara.kanagawa.jp/business/toshi/kousou/

●道路ネットワーク

・東名高速道路の大井松田I.C.まで5分(約4.0km)でアクセス。
・小田原厚木道路、西湘バイパス、新東名高速道路(整備中)など複数の大動脈により周辺各地に直結。

【車の場合】

都心まで**45分**(大井松田I.C.～東京I.C.)

【電車の場合】 小田急線開成駅を利用

都心まで**55分**(新幹線利用)
新宿まで**80分**(小田急線利用)
羽田空港まで**85分**(新幹線利用)

神奈川県内の主な研究機関等（行政、財団等）・理工系大学一覧

神奈川県内の主な理工系大学・研究機関

No.	市町名	大　学　名	学部・研究所名等
❶	横浜市	鶴見大学	歯学部、先制医療研究センター
❷		横浜市立大学（鶴見キャンパス）	大学院生命医科学研究科、理学部
❸		神奈川大学（横浜キャンパス）	工学部、大学院工学研究科
❹		情報セキュリティ大学院大学	情報セキュリティ研究科
❺		横浜国立大学	理工学部、大学院理工学府・工学研究院、大学院環境情報学府・環境情報研究院
❻		関東学院大学（横浜・金沢八景キャンパス）	理工学部、建築・環境学部、看護学部、大学院工学研究科、工学総合研究所、看護学研究所、大沢記念建築設備工学研究所
❼		横浜市立大学（金沢八景キャンパス）	大学院生命ナノシステム科学研究科、データサイエンス学部、医学部、理学部
❽		横浜市立大学（福浦キャンパス）	医学部、大学院医学研究科、先端医科学研究センター
❾		慶應義塾大学（矢上キャンパス）	理工学部、大学院理工学研究科、慶應義塾先端科学技術研究センター
❿		慶應義塾大学（日吉キャンパス）	スポーツ医学研究センター、体育研究所、医学部、理工学部、薬学部
⓫		東京工業大学（すずかけ台キャンパス）	未来産業技術研究所、フロンティア材料研究所、化学生命科学研究所、生命理工学院、情報理工学院、元素戦略研究センター、工学院
⓬		昭和大学（横浜キャンパス）	保健医療学部
⓭		桐蔭横浜大学	医用工学部、大学院工学研究科
⓮		横浜薬科大学	漢方薬学科、臨床薬学科、健康薬学科、薬科学科
⓯		横浜市立大学（舞岡キャンパス）	大学院生命ナノシステム科学研究科、木原生物学研究所、理学部
⓰		東京都市大学（横浜キャンパス）	環境学部
⓱	川崎市	日本医科大学	先端医学病研究所
⓲		聖マリアンナ医科大学	医学部、大学院医学研究科、難病治療研究センター、大学院アイソトープ研究施設
⓳		明治大学（生田キャンパス）	理工学部、農学部、大学院理工学研究科、大学院農学研究科、科学技術研究所、植物工場基盤技術研究センター、地域産学連携研究センター
⓴		東京都市大学（王禅寺キャンパス）	原子力研究所

神奈川県内の主な研究機関等（行政、財団等）

No.	市町名	機　関　名	主な研究分野
1	横浜市	（公財）神奈川産業振興センターインキュベートルーム	共同利用施設
2		（公財）国際生態学センター	生態学
3		（地独）神奈川県立病院機構神奈川県立がんセンター臨床研究所	医薬学
4		横浜市衛生研究所	医薬学
5		横浜市環境科学研究所	環境科学
6		国立研究開発法人 水産研究・教育機構	水産
7		（公社）日本缶詰びん詰レトルト食品協会研究所	食品化学、食品微生物学、食品工学
8		横浜金沢ハイテクセンター・テクノコア	共同利用施設
9		横浜市工業技術支援センター	技術支援
10		国立研究開発法人海洋研究開発機構　横浜研究所	地球科学
11		横浜市産学共同研究センター	共同利用施設
12		横浜新技術創造館（リーディングベンチャープラザ）	共同利用施設
13		横浜バイオ産業センター（YBIC）	共同利用施設
14		横浜バイオ医薬品研究開発センター YBIRD（ワイバード）	共同利用施設
15		（独）理化学研究所　横浜キャンパス	生命・環境科学
16		（独）中小企業基盤整備機構　東工大横浜ベンチャープラザ	共同利用施設
17	川崎市	川崎市健康安全研究所	微生物検査、理化学検査
18		テクノハブイノベーション川崎（THINK）	共同利用施設
19		川崎市環境総合研究所	環境対策一般
20		川崎生命科学・環境研究センター（Lise（ライズ））	共同利用施設
21		（公財）実験動物中央研究所（CIEA）	医薬学、生物科学
22		ナノ医療イノベーションセンター（iCONM）	共同利用施設
23		（地独）神奈川県立産業技術総合研究所　川崎技術支援部	科学技術一般
24		かながわサイエンスパーク（KSP）	共同利用施設
25		かわさき新産業創造センター（KBIC、NANOBIC、AIRBIC）	共同利用施設
26		（国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）本部	新エネルギー、産業技術開発
27		防衛省技術研究本部艦艇装備研究所川崎支所	艦艇装備
28		（独）労働安全衛生総合研究所（JNIOSH）	理学、工学、医学、健康科学
29		明治大学地域産学連携研究センター　テクノロジーインキュベーション室	共同利用施設
30		（国研）農業・食品産業技術総合研究機構　生物系特定産業技術研究支援センター	農林水産
31		国立医薬品衛生研究所	医薬学、生物化学
32		ライフイノベーションセンター	共同利用施設
33	相模原市	（一財）生物科学安全研究所（RIAS）	農林水産
34		神奈川県水産技術センター　内水面試験場	農林水産
35		（一財）北里環境科学センター	環境工学、生物科学
36		（独）国民生活センター	商品テスト
37		防衛省技術研究本部陸上装備研究所	科学技術一般
38		（独）宇宙航空研究開発機構（JAXA）宇宙科学研究所	宇宙・地球科学
39		神奈川県農業技術センター　北相地区事務所	農林水産
40		（公財）平岡環境科学研究所	生物・地学
41		（株）さがみはら産業創造センター（SIC）	共同利用施設
42	横須賀市	国土交通省国土技術政策総合研究所	住宅・社会資本
43		（国研）海上・港湾・航空技術研究所　港湾空港技術研究所	科学技術一般
44		（国研）海洋研究開発機構	地球科学、生物化学
45		（一財）電力中央研究所	電気工学、エネルギー工学、材料科学
46		（国研）情報通信研究機構　ワイヤレスネットワーク総合研究センター	情報通信技術
47		（独）国立特別支援教育総合研究所	特別支援教育
48		防衛省技術研究本部艦艇装備研究所	科学技術一般
49		横須賀市健康安全科学センター	微生物検査、理化学検査
50		（株）横須賀テレコムリサーチパーク　産学官交流センター	情報通信技術
51	平塚市	神奈川県環境科学センター	基礎化学、環境工学
52		神奈川県農業技術センター	農林水産
53		東海大学社会連携イノベーションセンター	共同利用施設
54	藤沢市	（公財）湘南産業振興財団　湘南藤沢インキュベーションセンター（SFIC）	共同利用施設
55		（独）中小企業基盤整備機構　慶應藤沢イノベーションビレッジ（SFC-IV）	共同利用施設
56	小田原市	（公財）塩事業センター　海水総合研究所	塩、海水利用の研究
57		（独）国立印刷局研究所	製版、印刷等の研究
58		神奈川県温泉地学研究所	地球科学
59		神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課　小田原駐在事務所（工芸技術所）	木工芸技術
60		神奈川県水産技術センター　相模湾試験場	農林水産
61		神奈川県農業技術センター　足柄地区事務所研究課（根府川分室）	農林水産
62	茅ヶ崎市	電源開発（株）茅ヶ崎研究所	エネルギー工学、電気工学
63		神奈川県衛生研究所	医薬学、生物科学
64	三浦市	神奈川県水産技術センター	農林水産
65		神奈川県農業技術センター　三浦半島地区事務所	農林水産
66	秦野市	（独）労働者健康安全機構（日本バイオアッセイ研究センター）	化学物質の有害性調査
67	厚木市	神奈川県自然環境保全センター	農林水産
68		神奈川県総合リハビリテーションセンター　研究部	医薬学、情報工学
69	海老名市	（地独）神奈川県立産業技術総合研究所	科学技術一般
70		神奈川県畜産技術センター	農林水産
71	綾瀬市	（公財）相模中央化学研究所	基礎化学

No.	市町名	大　学　名	学部・研究所名等
21	相模原市	麻布大学	獣医学部、生命・環境科学部、大学院獣医学研究科、大学院環境保健学研究科、生物科学総合研究所
22		北里大学（相模原キャンパス）	医学部、医療衛生学部、理学部、海洋生命科学部、看護学部、薬用植物園、大学院海洋生命科学研究科、大学院理学研究科、大学院医療系研究科
23		青山学院大学（相模原キャンパス）	理工学部、大学院理工学研究科
24	横須賀市	神奈川歯科大学	歯学部、大学院歯学研究科、附属病院
25		防衛大学校	理工学専攻、人文・社会科学専攻
26		神奈川県立保健福祉大学	保健福祉学部
27	平塚市	東海大学（湘南キャンパス）	工学部、理学部、情報理工学部、大学院理学研究科、大学院総合理工学研究科、大学院地球環境科学研究科、大学院生物科学研究科、大学院工学研究科、創造科学技術研究機構、先進生命科学研究所、スポーツ医科学研究所、総合科学技術研究所、マイクロ・ナノ研究開発センター、医療技術短期大学総合看護研究施設
28		神奈川大学（湘南ひらつかキャンパス）	理学部、大学院理学研究科、総合理学研究所
29		東京大学	海洋アライアンス平塚総合海洋実験場
30	藤沢市	慶應義塾大学（湘南藤沢キャンパス）	環境情報学部、看護医療学部
31		湘南工科大学	工学部、大学院工学研究科
32		日本大学	生物資源科学部、大学院生物資源科学研究科、大学院獣医学研究科、生物資源科学部総合研究所、生物資源科学部生命科学研究所、生物資源科学部国際地域研究所、生物資源科学部付属動物病院、動物医科学研究センター、生物環境科学研究センター、先端食機能研究センター
33	小田原市	関東学院大学（湘南・小田原キャンパス）	材料・表面工学研究所、国際研究研修センター、機能性食品科学研究所
34	茅ヶ崎市	文教大学（湘南キャンパス）	情報学部、大学院情報学研究科、湘南総合研究所
35	三浦市	東京大学	地震研究所観測開発基盤センター　油壺地殻変動観測所　大学院理学系研究科附属三崎臨海実験所
36	厚木市	神奈川工科大学	工学部、創造工学部、応用バイオ科学部、情報学部、大学院工学研究科、看護学部
37		東京工芸大学（厚木キャンパス）	工学部、大学院工学研究科、ナノ科学研究センター、連携最先端技術研究センター、風工学研究センター
38		東京農業大学（厚木キャンパス）	農学部、大学院農学研究科
39	伊勢原市	産業能率大学（湘南キャンパス）	情報マネジメント学部
40		東海大学（伊勢原キャンパス）	医学部、健康科学部、大学院医学研究科、大学院健康科学研究科、総合医学研究所

優遇制度のご案内

神奈川県・県内市町の優遇制度を活用し、グローバル企業の研究所が立地しています！

日産自動車株式会社（厚木市）

株式会社資生堂
（横浜市西区）

日本テレビ音楽株式会社
（横浜市西区）

味の素株式会社（川崎市川崎区）

富士フイルム株式会社
（足柄上郡開成町）

富士ゼロックス株式会社
（横浜市西区）

共同薬品株式会社（秦野市）

株式会社ユーグレナ（横浜市鶴見区）

株式会社関東ダイエットクック（小田原市）

株式会社リコー（海老名市）

株式会社ニフコ（横須賀市）

日本エア・リキード合同会社（横須賀市）

❶ 神奈川県……P.16
❷ 横 浜 市……P.19
❸ 川 崎 市……P.21
❹ 相模原市……P.22
❺ 横須賀市……P.23
❻ 平 塚 市……P.25
❼ 鎌 倉 市……P.27
❽ 藤 沢 市……P.29
❾ 小田原市……P.31
❿ 三 浦 市……P.32
⓫ 秦 野 市……P.33
⓬ 厚 木 市……P.34
⓭ 大 和 市……P.36
⓮ 伊勢原市……P.37
⓯ 海老名市……P.38
⓰ 座 間 市……P.39
⓱ 南足柄市……P.40
⓲ 寒 川 町……P.41
⓳ 山 北 町……P.42
⓴ 開 成 町……P.43
㉑ 愛 川 町……P.44

優遇制度

神奈川県内に企業立地をされる際に利用可能な
県や県内市町の融資制度、助成制度等の情報を提供します。

凡例

- 助　成 ・・・補助金・助成金等の交付があるもの
- 税制措置 ・・・固定資産税など税の軽減措置があるもの
- 融　資 ・・・低利・長期等の資金貸付があるもの
- 利子補給 ・・・借入資金に対する利子補給があるもの
- 規制緩和 ・・・緑地面積の要件緩和など規制緩和があるもの
- その他 ・・・上記以外の支援があるもの

❶ 神奈川県

助　成　税制措置　融　資　規制緩和　その他

セレクト神奈川NEXT

1-1. 企業立地支援事業認定制度

企業が提出する事業計画を県が認定する制度。企業は各種の支援措置を受けることができます（対象：全県域）。

対象産業	・未病関連産業　・ロボット関連産業　・エネルギー関連産業　・観光関連産業 ・先端素材関連産業　・先端医療関連産業　・IT/エレクトロニクス関連産業 ・輸送用機械器具関連産業　・地域振興型産業（特定地域のみ） ※特定地域 横須賀・三浦地域（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町） 県西地域（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）
対象業種	・製造業　・電気業(発電所に限る)　・情報通信業　・卸売業(ファブレス企業に限る) ・小売業(デューティーフリーショップに限る)　・学術研究、専門・技術サービス業 ・宿泊業(旅館、ホテルに限る)　・娯楽業(テーマパークに限る)
投資額	大企業：20億円以上　中小企業：5千万円以上　※旅館、ホテルを除く
常用雇用	大企業：50人以上　中小企業：10人以上　※旅館、ホテルを除く
ホテルの要件	①[横浜・川崎地域]客室100室以上　[その他の地域]客室30室以上または、総客室面積600m^{2}以上 ②平均客室面積20m^{2}以上 ③国際観光ホテル整備法に規定するホテルの施設基準を満たしているもの ④日本政府観光局認定外国人観光案内所の設置の要件を満たすこと ※③④については操業開始時の登録及び設置が必要
その他	小売業は、関税法第42条に基づく保税蔵置場の許可を受けること

1-2. 施策の内容

(1)企業立地促進補助金【県外・国外からの立地、県内再投資が対象】

○土地・建物・設備への投資額（消費税を除く）に一定割合を乗じた金額を上限額の範囲内で補助
○補助金額：投資額の3%（大企業）、6%（中小企業）、上限5億円

(2)税制措置【県外・国外からの立地、県内再投資が対象】

○不動産取得税の2分の1を軽減
※都市再生緊急整備地域では、地域決定型地方税制特例措置を活用した場合、不動産取得税をさらに10分の3、または10分の6軽減することにより、最大で5分の4軽減されます。

(3)企業立地促進融資（中小・中堅企業※限定）【県外・国外からの立地、県内再投資が対象】

○県が金融機関に対して補助することで、金融機関からの融資を通常よりも低利で受けられます。
　また、長期・固定の融資条件を設定しています。
○融資額：最大10億円　ただし、事業費の80%以内、融資期間20年以内（2年以内の据置期間を含む）
○利　率：融資期間が15年以内の場合　⇒　1.2%以内
　　融資期間が15年超20年以内の場合　⇒　1.7%以内
※「中堅企業」とは、中小企業者以外で資本金10億円未満の企業をいいます。

(4)企業誘致促進賃料補助金【県外・国外からの立地が対象、外国企業※のみ県内再投資も対象】

○補助期間：6か月（操業開始時点から）
○補助金額：賃料（消費税、敷金、礼金は除く）月額の3分の1、上限600万円
※「外国企業」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第2号に規定する外国会社によって設立された日本法人又は日本支店であって、外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している企業をいいます。

2. 特区制度を活用して事業展開を図る場合などのさらなる優遇制度

A. 特区※制度を活用して事業展開を図る場合
B. 薄膜太陽電池の研究開発又は製造を行う場合や水素発電所を設置する場合
C. 宿泊施設について、上記の個別要件に加え、平均客室面積が40m²以上で、リムジンバスの発着所を設置する場合
※「国家戦略特区」、「さがみロボット産業特区」、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」

(1)企業立地促進補助金【県外・国外からの立地、県内再投資が対象】
○土地・建物・設備への投資額(消費税を除く)に一定割合を乗じた金額を上限額の範囲内で補助
○補助金額：投資額の6%(大企業)、12%(中小企業)、上限10億円

(2)税制措置【県外・国外からの立地、県内再投資が対象】
○不動産取得税の2分の1を軽減
※都市再生緊急整備地域では、地域決定型地方税制特例措置を活用した場合、不動産取得税をさらに10分の3、または10分の6軽減することにより、最大で5分の4軽減されます。

(3)企業立地促進融資(中小・中堅企業※限定)【県外・国外からの立地、県内再投資が対象】
○県が金融機関に対して補助することで、金融機関からの融資を通常よりも低利で受けられます。
また、長期・固定の融資条件を設定しています。
○融資額：最大10億円　ただし、事業費の80%以内、融資期間20年以内(2年以内の据置期間を含む)
○利　率：融資期間が15年以内の場合　⇒　0.9%以内
融資期間が15年超20年以内の場合　⇒　1.4%以内
※「中堅企業」とは、中小企業者以外で資本金10億円未満の企業をいいます。

(4)企業誘致促進賃料補助金【県外・国外からの立地が対象、外国企業のみ県内再投資も対象】
○補助期間：6か月(操業開始時点から)
○補助金額：賃料(消費税、敷金、礼金は除く)月額の2分の1、上限900万円
(上記Bの水素発電所及びCの宿泊施設は除く)

3. その他のサポート内容

- **県版特区の推進**
立地しやすい環境を作っていくため、土地利用について県が権限を持つ各種規制を緩和するため、「県版特区」の取組をスタートさせました。
①環境アセスメント制度について、工場等を建設する際の面積要件の緩和(3ha以上から10ha以上へ)や、手続き期間の短縮を実施
②市街化調整区域の中の「工業系特定保留区域」において、一定の要件を満たす工場、研究所、本社機能を有する事業所が立地可能となる新たな仕組みを構築(開発許可基準の制定)
③市街化調整区域内の高速道路等のインターチェンジ周辺の幹線道路沿線に、本県の企業誘致施策である「セレクト神奈川NEXT」や、市町村がまち・ひと・しごと創生法に基づき策定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」による産業施策に合致する工場を対象に立地を認める神奈川県開発審査会提案基準を策定
④新たな開発許可基準等により「工業系特定保留区域」に工場などが立地した場合、敷地を有効活用できるよう、必要な緑地面積の割合を引き下げ。(40%～20%から一律20%以上へ)
- **(地独)神奈川県立産業技術総合研究所による支援**
(地独)神奈川県立産業技術総合研究所の試験計測(依頼試験)の利用について減免措置が受けられます。
- **神奈川R&Dネットワーク構想の推進**
中小企業の研究活動への参加促進や、「ロボット研究会」などの神奈川版オープンイノベーションによる中小企業との研究開発プロジェクトを推進しています。
- **用地情報提供**
神奈川県では県内の用地情報を幅広く提供するため、(公社)神奈川県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会神奈川県本部との間で、用地情報提供に関する協定を締結しています。本協定により、用地情報の入手先の拡大を図り、提供できる情報量を増やしていきます。

4. 取組期間　2019年11月1日～2024年3月31日

問合せ
神奈川県産業労働局産業部企業誘致・国際ビジネス課企業誘致グループ(全般)　(045)210-5573～4
神奈川県産業労働局中小企業部金融課資金貸付グループ(融資)　(045)210-5681
神奈川県総務局財政部税制企画課企画グループ(税制)　(045)210-2306

産業集積等の促進に係る不動産取得税の減免措置（市町村支援減免）

[対象不動産]
市町村が固定資産税の軽減措置（3年度分以上にわたり課税を免除し、又は税率を2分の1以上軽減する措置）を講じている不動産で、知事が指定した地域（以下「指定地域」といいます。詳しくは県税事務所又は県税務指導課にお問い合わせください）内において取得されたもの（住宅並びに風営適正化法第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業などの用に供するものは除く）

[対象者]
指定地域内において、適用期間中に対象不動産を取得した者

[減免額]
税額の2分の1に相当する額

[適用期間]
2002年9月1日から2022年8月31日までの間のうち、指定地域ごとに定める対象期間

問合せ
神奈川県総務局財政部税務指導課課税グループ　(045)210-2324
神奈川県産業労働局産業部企業誘致・国際ビジネス課企業誘致グループ　(045)210-5573～4

神奈川県企業立地支援事業の認定を受けた場合の水道利用加入金の減額制度

[内　容]
新規の水道利用申し込みや給水装置の口径を大きくする場合、申請により水道利用加入金の額から50%の割合を減額します。

[要　件]
神奈川県企業立地支援事業の認定を受けていること。

地下水の利用から県営水道の利用に転換した場合の水道料金の減額制度

[内　容]
地下水から県営水道に転換した場合、県営水道の水道使用量の増加量が1,000m^{3}以上の月について、増加した水道使用量に対する水道料金の40%を減額します。

[要　件]
・減額申請をする所在地で、県営水道に転換する以前に地下水を1年以上利用していたこと。
・県営水道に転換した後、月当たり1,000m^{3}以上の転換実績があること。
・県営水道に転換した日から、1年以内に減額の申請を行うこと。
※このほかにも一定の要件を要する場合があります。

問合せ
神奈川県企業庁企業局水道部経営課経営企画グループ　(045)210-7219

工場立地法による緑地面積率等の緩和（工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例）

※2017年4月1日廃止　2022年3月31日まで経過措置有り

神奈川県では、県内の準則条例未制定の町村及び市の下記地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しています。

[対象地域]
工業専用地域、工業地域

[支援内容]
緑地面積率　15%以上
環境施設面積率　20%以上

問合せ
神奈川県産業労働局産業部企業誘致・国際ビジネス課企業誘致グループ　(045)210-5573～4

❷ 横 浜 市

助　成　税制措置

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援制度（企業立地促進条例）

1.【取得型】建物等を建設・取得する場合等

[対象地域]

① みなとみらい21地域
② 横浜駅周辺地域
③ 関内周辺地域
④ 新横浜都心地域
⑤ 港北ニュータウン地域
⑥ 京浜臨海部地域
⑦ 鶴見東部工業地域
⑧ 鶴見西部・港北東部工業地域
⑨ 臨海南部工業地域
⑩ 内陸南部工業地域
⑪ 旭・瀬谷工業地域
⑫ 港北中部工業地域
⑬ 内陸北部工業地域
⑭ 上記①～⑬までの地域以外の市域（市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域を除く）

[対象事業者]

特定の地域に固定資産（土地、家屋、償却資産）を取得（投下資本額が大企業50億円以上、中小企業1億円以上のものに限る）して、事業所（本社、研究所、工場）、賃貸型R&D施設、賃貸ビル、観光・MICE施設の設置等をする者

⑥～⑬までの地域においては、次のいずれかに該当すること。
ア 環境・エネルギー、健康・医療の産業分野に該当する事業者
イ 自然科学研究の分野に該当する事業者
ウ 日本標準産業分類の製造業に該当する事業者

⑭（①～⑬までの地域以外の市域）においては、次のいずれも該当すること。
ア 経常利益の額が直近3年間で3億円以上又は直近1年間で1億円以上
イ 市内初進出の機能
ウ 事業所の従業者数が50人以上

※このほかにも一定の要件あり

[支援内容]

土地・家屋・償却資産の取得に要する費用（取得価額）をもとに算定した助成金（投下資本額に下記の助成率を乗じた額）を交付

≪助成金≫

【助成率】※地域や対象施設により異なります
①、②、③の地域
12%（①、②の地域の賃貸ビルは8%）
⑥、⑨の地域
10%（先端技術工場は12%）
上記（①、②、③、⑥、⑨）以外の地域
8%（⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬の地域の先端技術工場は10%）

【上限額】※地域や対象施設により異なります
①、②、③の地域（③の地域の賃貸ビルを除く）
家屋・償却資産は40億円、土地は10億円
③の地域の賃貸ビル
20億円（家屋の新・増築を伴わない場合は10億円）
④、⑤、⑥、⑨の地域
20億円
⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬の地域、⑭（①～⑬までの地域以外の市域）
10億円
※ 市民雇用や市内発注の実績に応じて助成金を上乗せする制度もあり

2.【テナント型】建物・オフィス床等を賃借する場合等

[対象地域]

① みなとみらい21地域
② 横浜駅周辺地域
③ 関内周辺地域
④ 新横浜都心地域
⑥ 京浜臨海部地域
⑨ 臨海南部工業地域

[対象事業者]

特定の地域に家屋を賃借して、一定規模以上の本社機能等（研究所を含む）を設置する者（市内に既存の本社等がある場合に拡張して設置する場合も、一定の要件を満たすことで対象となります）

ア 経常利益の額が直近3年間で3億円以上又は直近1年間で1億円以上
イ 本社等の従業者数が100人以上
ウ 製造業、環境・エネルギー、健康・医療の分野の事業を営む事業者（⑥、⑨の地域のみ）

※このほかにも一定の要件あり

[支援内容]

法人市民税（法人税割額）を4～5年間（外資系企業は5～6年間）軽減
※市内に他の事務所等がある場合は、設置した本社等の従業者の人数に相当する部分を軽減
※軽減期間は対象地域により異なります。

≪税軽減≫

【控除額上限】
1億円／年
※市民雇用の実績に応じて助成金を上乗せする制度もあり

問合せ

①地域：横浜市都市整備局都心再生部みなとみらい21推進課　(045)671-3516
③地域（賃貸ビルに限る）：横浜市都市整備局都市再生部都心再生課　(045)671-2673
②～⑭地域（③地域の賃貸ビルを除く）：横浜市経済局誘致推進部企業誘致・立地課　(045)671-2594

横浜市成長産業立地促進助成制度

1. 市内初進出

[対象地域]
横浜市内

[対象事業者]
本市が指定する産業（環境・エネルギー、健康・医療、観光・MICE、IT、製造業、イノベーション創出）を営む市外企業等

≪主な要件≫
ア　床面積300㎡以上または従業者数30人以上（本社・研究開発機能）
イ　床面積50㎡以上または従業者数3人以上（本社機能以外も可）
ウ　〈サービスオフィス特例〉床面積10㎡以上かつ従業者数3人以上（本社機能以外も可）

[支援内容]
≪助成金≫ ア　賃借料の3か月相当額　上限額：1,000万円
イ　賃借料の3か月相当額　上限額：150万円
ウ　従業員一人あたり10万円　上限額：500万円
※関内周辺地域への進出は助成内容が1.5倍

2. 拡張移転特例

[対象地域]
横浜市内

[対象事業者]
次の条件をすべて満たす企業等
1）本市が指定する産業（環境・エネルギー、健康・医療、観光・MICE、IT、製造業、イノベーション創出）を営んでいること
2）市内に事業所等を持っていること
3）本社機能を市内で拡充すること

≪主な要件≫
ア　本社・研究開発機能に係る床面積が300㎡以上増加かつ2倍以上増加、または従業者数が30人以上増加かつ2倍以上増加
イ　本社・研究開発機能に係る床面積が100㎡以上増加かつ2倍以上増加

[支援内容]
≪助成金≫ ア　賃借料の3か月相当額　上限額：600万円
イ　賃借料の3か月相当額　上限額：100万円
※関内周辺地域への進出は助成内容が1.5倍

問合せ
横浜市経済局誘致推進部企業誘致・立地課　(045)671-2594

❸ 川崎市

助成　融資　規制緩和

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度（立地促進支援）

[対象企業]
中小製造業者

[対象地域]
市内の準工業地域及び工業地域
ただし、都市計画法により住宅等の建築が制限されている地区及びインキュベーション施設を除く

[適用要件]
・工場等（研究所及び関連施設を含む）を新増設する事業（既存の建物を賃借又は取得する場合を含む）
・助成対象経費の総額が５００万円以上の事業

[その他の要件]
交付決定日の属する年度を含め３年度以内に新増設した工場等の操業を開始する事業であること等

[支援内容]
・助成対象経費：（1）土地、建物、設備の取得等に要する費用（賃借料・リース料を含む）
（2）附随費用（土地造成費、測量費、設計費、改修費等）
（3）生産設備の運送及び設置に係る費用
・助成率：助成対象経費の１／５以内
・助成限度額：最大3,000万円
※工場等の新築もしくは既存物件の取得であって、重点支援評価に該当する場合は3,000万円、標準評価に該当する場合は2,500万円とする
※賃貸物件への入居であって、重点支援評価に該当する場合は2,000万円、標準評価に該当する場合は1,500万円とする。
※交付要綱及び募集要領に定める6項目の評価基準のうち、3項目以上満たす事業を重点支援評価とし、それ以外を標準評価とする。

工場立地法による緑地面積率等の緩和（川崎市工場立地に関する市準則を定める条例）

川崎市は、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しています。

[対象地域]
工業専用地域

[支援内容]
緑地面積率　15%以上
環境施設面積率　20%以上

問合せ
川崎市経済労働局産業振興部工業振興課　(044)200-3936

産業立地促進資金

[対象企業]
製造業に係る工場又は事業所、研究開発施設を設置する資本金10億円以下又は従業員500人以下の会社又は個人及び中小企業者等

[対象地域]
川崎市が指定する産業拠点地区及び工業専用地域

[適用要件]
設備資金：土地取得費、建物建設費、敷金、入居保証金、改装費及び機械設備費等に限る
運転資金：移転費用等に限る

[融資条件]
・設備 年2.1%以内（新川崎A地区・殿町3丁目地区への進出の場合年1.9%以内）、運転 年2.0%以内（新川崎A地区・殿町3丁目地区への進出の場合年1.9%以内）
・限度額：設備20億円、運転2億8,000万円
・融資期間：設備15年以内、運転7年以内（うち据置期間1年以内を含む）
・返済方法：割賦返済
個人事業者の場合は、原則として連帯保証人は不要とする。担保は必要に応じて徴する。
法人の場合は、原則として代表者以外の連帯保証人は不要とする。担保は必要に応じて徴する。

問合せ
川崎市経済労働局産業振興部金融課　(044)544-1846

④ 相模原市

助　成　税制措置　規制緩和

相模原市産業集積促進条例に基づく企業立地等に対する奨励措置(STEP50)

[対象地域]
工業専用地域、工業地域、準工業地域若しくは用途地域の指定のない区域（市街化調整区域等を除く）のうち工業系の0.5ha以上の一団の地域、特別工業地区、工業の利便の増進に資すると認める区域として市長が告示する区域(以下「告示区域」という。)等

[対象企業]
製造業、情報通信業、自然科学研究所

[適用要件]
対象地域内における新設（企業等が新たに土地を取得等をして新たに工場等を設置すること等）、増設（リーディング産業に該当する企業等又は市内30年以上操業企業等）、既存事業所活用(企業等が居抜きで工場等を取得すること)

[最低投資額]
土地、家屋、償却資産(中小企業のみ)の合計が大企業10億円、中小企業1億円

[対象期間]
2020年4月1日から2025年3月31日まで

[支援内容]
1　土地取得奨励金
　ア）リーディング産業(航空宇宙、ロボット)に該当する企業等の場合、土地取得費の20%以内を交付(上限10億円)
　イ）工場等の立地とともに本社を市外から市内へ移転する場合、土地取得費の10%以内を交付(上限10億円)
　ウ）市内に工場等がなく初めて市内に立地する場合、土地取得費の10%以内を交付(上限10億円)
　エ）告示区域内に立地する場合、土地取得費の10%以内を交付(上限10億円)
　※ア)～ウ)は合算可。最大土地取得費の40%以内を交付(上限10億円。建物建設奨励金を受ける場合は、合算して上限10億円)
2　建物建設奨励金
　ア）リーディング産業(航空宇宙、ロボット)に該当する企業等の場合、建物建設費の20%以内を交付(上限10億円)
　イ）工場等の立地とともに本社を市外から市内へ移転する場合、建物建設費の10%以内を交付(上限10億円)
　ウ）市内に工場等がなく初めて市内に立地する場合、建物建設費の10%以内を交付(上限10億円)
　エ）告示区域内に立地する場合、建物建設費の10%を交付(上限10億円)
　オ）市内30年以上操業企業等が立地する場合、建物建設費の10%を交付(上限4億円)
　※ア)～ウ)は合算可。最大建物建設費の40%以内を交付(上限10億円。土地取得奨励金を受ける場合は、合算して上限10億円)
3　税の軽減措置(固定資産税、都市計画税の不均一課税)
　新設の場合は土地と家屋の両方、増設の場合は増設した家屋、既存事業所を活用した場合は取得した土地について、操業開始から5年間、固定資産税と都市計画税を2分の1に軽減
4　市内企業活用奨励金
　市内建設業者等に工場等の建設発注をした場合、家屋に係る工事請負契約額の3%以内を交付
5　雇用奨励金(上記奨励金又は税の軽減措置を受けて立地した企業等、又は工場等を賃借し製造業等に係る作業を開始した企業等に限る)
　ア）新たに1名以上（大企業の場合は6名以上）の常用雇用をした場合、3年の雇用実績等を確認後、1人当たり50万円（女性にあっては70万円)を交付
　イ）特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）対象者1名以上を常用雇用した場合、1年の雇用実績等を確認後、一人当たり60万円を交付
　※上限30人まで
　※工場等を賃借する場合は、賃借契約期間10年以上、償却資産の取得に要した費用が1億円以上(大企業の場合は10億円以上)等の要件あり

相模原市産業集積促進条例に基づく工業用地の保全に対する奨励措置(STEP50)

工業用地継承奨励金

[適用要件]
製造業、情報通信業、自然科学研究所に1,000m^{2}以上の土地を売却する場合(企業立地等に対する奨励措置の適用対象地域内に限る)

[支援内容]
従前の所有者に前年度の土地及び家屋に係る固定資産税並びに都市計画税の納付額に相当する額を奨励金として交付

工業保全地区奨励金

[適用要件]
企業立地等に対する奨励措置の適用対象地域内（工業専用地域及び特別工業地区を除く)において、工業系の土地利用を主とした地区計画を定めた場合

[支援内容]
地区計画区域内の土地に係る固定資産税及び都市計画税の納付額の2分の1に相当する額を5か年交付

工場立地法による緑地面積率等の緩和(工場立地法に基づく市準則条例)

相模原市では、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しています。

[対象地域]
工業専用地域、工業地域

[支援内容]

工業専用地域	緑地面積率	10%以上
	環境施設面積率	15%以上
工業地域	緑地面積率	15%以上
	環境施設面積率	20%以上

問合せ
　相模原市環境経済局経済部産業・雇用政策課　(042)769-9253

助　成　税制措置　規制緩和

企業等立地促進制度（企業等の立地及び設備投資促進条例）

1. 新たな立地に対する支援

[支援内容]

・税制（税の免除）
固定資産税、都市計画税および事業所税を5年間、課税免除
・奨励金
投下資本額の10%以内（上限5億円）
成長分野（環境・エネルギー、高度先端ものづくり分野）に対して交付

[適用要件]

・対象地域
（1）指定産業地域（横須賀リサーチパーク）
（2）工業系地域（工業地域、工業専用地域、地区計画で「工業系用途」に定めている地域）
・対象業種
日本標準産業分類に定める、製造業、情報通信業、学術・開発研究機関、電気業
・投下資本額
大企業5億円以上（中小企業等は1億円以上）

2. 設備投資等に対する支援

[支援内容]

・税制（税の軽減）
固定資産税、都市計画税を3年間、3／4軽減
・奨励金
投下資本額の10%以内（上限3億円）
設備投資のうち成長分野（環境・エネルギー、高度先端ものづくり分野）に対して交付

[適用要件]

・対象地域
（1）指定産業地域（横須賀リサーチパーク）
（2）工業系地域（工業地域、工業専用地域、地区計画で「工業系用途」に定めている地域、準工業地域のうち設備投資により住環境が悪化することがないと認められる地域など）
・対象業種
日本標準産業分類に定める、製造業、情報通信業、学術・開発研究機関、電気業
・投下資本額
1年間の投資が大企業1億円以上（中小企業等は1,000万円以上）
・対象案件
（1）設備投資
事業拡張・効率化を目的とした、償却資産（機械・装置）の設置とこれにともなう家屋の新増設
※大企業は、「新製品の製造」、「研究・開発」および「事業の拡大」を目的とした設備投資に限定します
（2）環境施設整備
工場立地法に規定する環境施設の新増設（一般利用に供するものに限る）

新規立地事業所等就業者転入支援制度

[支援内容]

横須賀市の制度を使い新設、もしくは集約・統合した企業を認定事業所とし、その認定事業所に勤務する就業者の方が本市に転入し、新たな住居を本市内に購入した場合、その就業者に50万円の補助を行います。

[対象となる事業所（認定事業所）の要件]

（1）新規立地事業所
市内に新たに事業所を立地する場合で、下記のいずれかに該当するもの。
1. 企業等の立地及び設備投資促進条例の規定による事業計画書を提出し新たに立地する事業所
2. 上記条例の適用は受けないが、下記の要件を満たして新たに立地する事業所のうち、本市産業の振興に寄与するもの
・対象要件
最低投資額：5億円以上（中小企業は1億円以上）
業種：日本標準産業分類に定める「製造業」、「電気業」、「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関」に属するもの
（2）集約・統合等事業所
市外の事業所から市内の事業所へ50人以上（中小企業等は20人以上）の就業者を異動した事業所（今後見込まれる事業所を含む）
・対象要件
業種：日本標準産業分類に定める「製造業」、「電気業」、「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関」に属するもの
（3）小規模事業者進出補助金（現在この補助金の制度はございません）交付事業所

[認定事業所の期間]

認定事業所の申請を行った日から、操業開始日の3年後の12月31日まで

[補助対象者]

認定事業所に勤務することになって以降に本市に転入し、かつ、認定期間内に新たに自己が所有する住宅を本市内に新設、または購入した者

YRP進出事業者補助金

[支援内容]
YRP地区に新たに事業所を設置(土地の購入または賃貸借)する法人または個人事業者に最大100万円の補助金を交付します。

[適用要件]
・新たに設置する事業所に常時従業者等を配置し、事業を営む者
・賃貸借の場合は契約期間が2年以上、かつ転貸しないこと
・店舗を設置する場合は建物を取得すること
・税金を滞納していないこと
・企業等の立地及び設置投資促進条例(平成10年横須賀市条例第13号)の奨励措置の適用を受けていないこと

工場立地法による緑地面積率等の緩和(横須賀市工場立地法市準則条例)

横須賀市は、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑化面積率等の基準を緩和しました。

[対象地域] 工業専用地域、工業地域

[支援内容] 緑地面積率 5%以上
環境施設面積率 10%以上

問合せ
横須賀市経済部企業誘致・工業振興課 (046)822-8290

助成　規制緩和

企業立地等促進事業

[対象地域]

(1) 工場等を含む立地の場合
工業専用地域、工業地域、準工業地域（敷地9,000m²以上）、五領ヶ台研究･研修パーク（めぐみが丘）、ツインシティ大神地区、市街化調整区域　※法令等の規定により立地が認められる場合に限る

(2) 本社のみの立地の場合（商業登記上の本店で、工場等を併設していないもの）
全市域　※法令等の規定により立地が認められる場合に限る

[対象企業]

日本標準産業分類に定める製造業及び付随する研究所、情報通信業、自然科学研究所の新設又は増設

1. 施設整備助成

[適用要件]

事業所等の新設又は増設
投下資本額
大企業　3億円以上
中小企業　5,000万円以上
※1　企業の新規立地並びに拡張に要した費用のうち、土地、家屋及び償却資産の取得に要した費用総額。ただし、土地又は償却資産の取得のみは適用除外とする
※2　対象施設の操業開始から3ヶ月以内の申請（ただし、2022年12月31日までに操業開始した施設）

[支援内容]

固定資産税及び都市計画税相当額の2分の1の額を土地の取得がある場合は7年間、土地の取得がない場合は5年間助成
（限度額　市内発注奨励助成･企業立地奨励助成と合わせて累計5億円）

[適用期間]

2015年4月1日から2023年3月31日まで

2. 市内発注奨励助成

[適用要件]

施設整備助成適用企業で、建物・償却資産の全額を市内発注した場合

[支援内容]

対象固定資産税等相当額の2分の1を初年度に限り助成
（限度額　施設整備助成・企業立地奨励助成と合わせて累計5億円）

[適用期間]

2015年4月1日から2023年3月31日まで

3. 企業立地奨励助成

[適用要件]

施設整備助成適用企業で、研究所や情報通信業を行うため、又は5,000m²以上の用地取得の場合

[支援内容]

対象固定資産税等相当額の2分の1を初年度に限り助成
（限度額　施設整備助成・市内発注奨励助成と合わせて累計5億円）

[適用期間]

2015年4月1日から2023年3月31日まで

4. 新規雇用助成

[適用要件]

施設整備助成適用事業所等の新設又は増築に伴い、当該事業所で市内在住者を1人以上常用の従業員として新たに雇用し、一定期間以上雇用を継続すること

[支援内容]

・中小企業は1人あたり50万円、大企業は1人あたり30万円
・障害者の雇用の促進等に関する法律で定められた障がい者又は20歳未満、60歳以上の場合は、1人あたり20万円を加算
（限度額は1,000万円）

[対象期間]

2015年4月1日から2023年3月31日まで

5. 環境設備助成

[適用要件]

施設整備助成適用企業で、雨水活用設備（有効貯水量10m³以上）、太陽光発電設備（発電能力10kw以上）、風力発電設備、蓄電設備を導入した場合（1事業1回限り）

[支援内容]

・雨水活用設備は、貯水量1m³につき5万円を乗じた額（限度額100万円）
・太陽光発電設備は、発電能力1kwにつき10万円を乗じた額（限度額300万円）
・風力発電設備は、発電能力1kwにつき5万円を乗じた額（限度額100万円）
・蓄電設備は、設備の導入にかかった費用に0.25を乗じて得た額（限度額100万円）

[対象期間]

2015年4月1日から2023年3月31日まで

6. 持続可能な経営奨励助成

[適用要件]

施設整備助成を受ける企業が、次の条件を満たす場合。
・環境マネジメントシステムの認証を取得している。
・事業継続計画(BCP)を策定している。
・イクボス宣言企業として本市に登録されている、又はくるみん認定等を受けている。
・事業所内保育施設を設置し、運営している。
・ロボット関連産業として神奈川県の「セレクト神奈川NEXT」の認定を受けている。
・平塚市の地方創生(地域再生計画)に係る事業を行っている。

[支援内容]

上記条件、1件当たり30万円を助成します。
(注)同一の条件に対する助成は、1回限りです。

7. 中小企業設備投資促進助成

[対象地域]

市内全域

[対象企業]

助成対象となる要件(すべてを満たすこと)
1. 日本標準産業分類に定める製造業を営んでいること
2. 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
3. 市内に事業所を有し、1年以上操業していること
4. 市税に滞納がないこと

[対象設備]

①生産等設備
　事業拡大のための総額2,000万円以上の機械・装置や備品
　機械・装置…車両等の大型特殊機械を除く償却資産の種類で第2種に分類されるもの
　(例)工作機械、木工機械、印刷機械、モーター・ポンプ等の汎用機械類、食品製造加工機械など
　備品…償却資産の種類で第6種に分類される試作、検査用のもの
②女性活躍推進設備
　女性が働きやすい環境づくりのために、生産等設備とあわせて導入した設備(女性用トイレ、更衣室、事業所内保育施設等)
③環境設備
　市内企業に購入額の2分の1以上を発注、支払いをした太陽光発電設備のうち、発電能力が5kw以上のもの

[支援内容]

生産等設備・女性活躍推進設備
　購入額(税抜)の2%を助成
　ただし、次の1又は2に該当する場合は購入額(税抜)の5%(限度額：300万円)
　1. 設備を市内企業に発注、支払いした場合(設備の一部を市内発注した場合は、該当する金額のみ5%)
　2. 次の要件のうち、3つ以上に該当する場合
　　・環境マネジメントシステムの認証を取得している。
　　・事業継続計画(BCP)を策定している。
　　・イクボス宣言企業として平塚市に登録されている、又はくるみん認定等を受けている。
　　・事業所内保育施設を設置し、運営している。
　　・ロボット関連産業として神奈川県の「セレクト神奈川NEXT」の認定を受けている。
　　・平塚市の地方創生(地域再生計画)に係る事業を行っている。
環境設備
　発電能力1kwにつき10万円を乗じて得た額
　ただし、購入額(税抜)の2分の1の額と比較し、低額の方を助成額とします。(限度額100万円)
その他
　1. 割賦等による支払いの場合、一定要件を満たせば助成対象とします。
　2. 対象区域は工業系用途地域に限定せず、市内全域を対象とします。ただし、周辺環境を著しく悪化させる設備等の導入については対象外とします。
　3. 助成金を交付後、1年以内に事業廃止や設備の売却などがあった場合の助成金返還規定を設けます。
　4. 1企業につき、同一年度内は生産等設備と環境設備の助成それぞれ1回までの適用とします。

[対象期間]

2020年1月1日から2022年12月31日までに稼働する機械・装置等

工場立地法による緑地面積率等の緩和
(工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例)

平塚市では、2015年10月1日から、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しました。

[対象地域]

工業専用地域、工業地域

[支援内容]

工業専用地域	緑地面積率	5%以上
	環境施設面積率	10%以上
工業地域	緑地面積率	10%以上
	環境施設面積率	15%以上

問合せ
　平塚市産業振興部産業振興課　(0463)21-9758(直)

鎌倉市企業立地等促進条例

立地に係る固定資産税・都市計画税の軽減

[対象地域]
1　工業地域、工業専用地域、準工業地域(製造業)
2　全ての地域(情報通信、宿泊業、自然科学研究所)
※立地については関係法令による制限があります。

[対象企業]
事業所を市内に新設、移設、増設又は建替えをした企業

[対象業種]
製造業、情報通信業、宿泊業、自然科学研究所

[投下資本額]
大企業：3億円以上(市内で3年以上操業している場合は１億円以上)
中小企業：5千万円以上(市内で3年以上操業している場合は2千万円以上)

[支援内容]
大企業：立地に伴い取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産税・都市計画税を1/3に軽減(5年間)
中小企業：立地に伴い取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産税・都市計画税を1/4に軽減(5年間)

設備投資に係る固定資産税(償却資産)の軽減

[対象地域]
鎌倉市内

[対象企業]
次の条件をすべて満たす企業
1　事業の維持・拡大のために、一定額以上の設備を導入した企業
2　対象業種の事業を市内において3年以上継続して行っている企業

[対象業種]
製造業、情報通信業、宿泊業、自然科学研究所

[取得価格]
大企業：5,000万円以上
中小企業：500万円以上
※導入した設備一品あたりの取得価格

[支援内容]
取得した償却資産に係る固定資産税を1/3に軽減(5年間)

本社機能等の設置に係る法人市民税の軽減

[対象地域]
鎌倉市内
※立地については関係法令による制限があります。

[対象企業]
立地により本社機能等を新たに有した企業
※本社機能等とは、総務部門、経理部門又は企画部門その他これらに類する法人全体の業務を所掌している部門

[投下資本額]
大企業：3億円以上(市内で3年以上操業している場合は1億円以上)
中小企業：5千万円以上(市内で3年以上操業している場合は2千万円以上)

[支援内容]
法人市民税法人税割を1/2に軽減(3年間)

地域貢献施設に係る固定資産税(償却資産)の免除

[対象地域]
鎌倉市内

[対象企業]
事業所内保育施設を設置した企業

[支援内容]
事業所内保育施設の用に供する償却資産に係る固定資産税を免除(5年間)

鎌倉市企業立地整備費等補助制度

[対象地域]
鎌倉市内

[対象企業]
情報通信業を営む事業者(シェアードオフィス開設についてはそれ以外の業種でも可)

[その他の要件]
市内に新たに構えた事業所で3年以上事業継続の計画があり、下記①～③いずれかの要件を満たす事業者（ただし、鎌倉市企業立地等促進条例の税の軽減措置を受けられない事業者に限る）
①市内に事業所を有さず、市内で新規に事業所を整備する事業者
②市内に事業所を有し、3名以上の従業員を増員する事業拡大を行い、市内に事業所を新規に整備する事業者
③神奈川県信用保証協会の保証対象業種であって、情報通信業を含む事業者のシェアードオフィスを設置する事業者(リフォーム補助のみ)

[支援内容]
・リフォーム補助(補助率50%以内、上限300万円。オフィス等の床面積が100m^{2}未満は150万円)
・賃料補助(補助率50%以内、上限1か月当たり25万円。共益費を含み、敷金・礼金は含まず年度内6か月分まで)

鎌倉市環境共生施設整備費補助制度

[対象地域]
鎌倉市内

[対象企業]
市内で製造業、情報通信業、自然科学研究所を1年以上営む事業者

[支援内容]
・環境保全施設の整備(補助率50%以内、上限300万円)
・雨水活用施設の整備(補助率30%以内、上限100万円)
・太陽光発電施設の整備(発電能力1ｋｗにつき10万円、上限150万円)

鎌倉市中小企業経営基盤強化事業費補助制度

[対象地域]
鎌倉市内

[対象企業]
市内で製造業、情報通信業、自然科学研究所を1年以上営む中小企業者又は当該中小企業者で構成する団体

[支援内容]
①産業財産権取得事業
②展示会等出展事業
③ＩＳＯ認証等取得事業
④ＢＣＰ(事業継続計画)策定事業
⑤人材育成事業
補助率50%以内、上限30万円。⑤は年度内上限30万円まで複数回申請可。

問合せ
鎌倉市市民生活部商工課　(0467)23-3000(内線2355)

企業立地等促進事業

1. 企業立地等の促進のための支援措置(固定資産税・都市計画税の軽減)

[対象地域・企業]
(1) 新産業の森北部地区
・製造業
・情報通信業
・学術研究、専門・技術サービス業
(2) 工業地域、工業専用地域
・製造業
(3) ホテル立地地域
・日本標準産業分類に定める宿泊業のうち、ホテルを営む事業

[対象期間]
【固定資産の取得等】
2025年3月31日まで
【指定事業の開始】
固定資産の取得等から5年以内

[対象要件]
(1)(2)のみ
投下資本額
・大 企 業　3億円以上
・中小企業　5,000万円以上
※ロボット分野に係る事業を行う場合は
・大 企 業　2億円以上
・中小企業　3,000万円以上

(3)のみ
①客室数80室以上(平均客室面積13m^{2}以上)
②客室数50室以上(平均客室面積13m^{2}以上)かつ床面積350m^{2}以上の多目的ホール
③客室数30室以上(平均客室面積18m^{2}以上)かつ床面積350m^{2}以上の多目的ホール
④客室数30室以上(平均客室面積18m^{2}以上)
⑤客室数45室以上かつ床面積350m^{2}以上の多目的ホール
・いずれも国際観光ホテル整備法における施設設置基準及び日本政府観光局認定外国人観光案内所の設置要件を満たすこと

(1)～(3)
・10年間の事業継続義務期間あり

[支援内容]
(1) 新産業の森北部地区
・大 企 業　5年間免除
・中小企業　7年間免除
※ロボット分野に係る事業を行う場合は
・大 企 業　5年間免除＋2年間1/2に軽減
・中小企業　7年間免除＋3年間1/2に軽減

(2) 工業地域・工業専用地域
・大 企 業　5年間1/2に軽減
・中小企業　5年間1/2に軽減
※ロボット分野に係る事業を行う場合は
・大 企 業　5年間1/2に軽減＋2年間3/4に軽減
・中小企業　5年間1/2に軽減＋2年間1/2に軽減

(3) ホテル立地地域
・対象要件が①の場合、5年間免除
・対象要件が②の場合、7年間免除
・対象要件が③の場合、7年間免除
・対象要件が④の場合、5年間免除
・対象要件が⑤の場合、7年間1/2に軽減

2. 重点産業立地促進助成制度

[対象地域]
藤沢市内

[対象事業者]
次に掲げる事業を行う企業で、一定規模の条件でオフィスビル等に入居するもの
・ロボット分野
・第4次産業革命関連分野
・未病分野
・成長ものづくり分野
・コンテンツ関連事業

≪主な要件≫
1. 市外企業又は新規設立企業の場合
・床面積が100m^{2}以上（ロボット分野に係る事業の場合は、60m^{2}以上）の規模で入居すること
・従業者が5人以上(ロボット分野に係る事業の場合は、3人以上)であること
2. 市内企業の場合
・床面積が100m^{2}以上（ロボット分野に係る事業の場合は、60m^{2}以上）拡大する移転であること
・従業者が5人以上(ロボット分野に係る事業の場合は、3人以上)増加すること

[支援内容]
≪助成金≫　月額賃料等の1／2(上限50万円)、交付対象期間：6か月(ロボット分野に係る事業の場合は、12か月)

3. 企業立地雇用奨励補助制度

[適用要件]	[支援内容]
次の条件をすべて満たす企業 1. 本市の「税制上の支援措置」を受けることができること 2. 事業所を新設・増設する際に、市民を10人以上（中小企業は3人以上）新たに雇用すること 3. 一定期間（1～3年）以上、継続して雇用されていること	正社員1人につき ・1年継続雇用（1回目）100万円 ・2年継続雇用（2回目）　50万円 （中小企業は75万円） ・3年継続雇用（3回目）　50万円 （中小企業のみ） ※助成額の算定は1人目から ※1企業当たり1億円限度

4. 企業立地促進融資利子補給制度

[適用要件]	[支援内容]
次の条件をすべて満たす企業 1. 本市の「税制上の支援措置」を受けることができること 2. 「神奈川県企業立地促進融資」を受けていること	「神奈川県企業立地促進融資」を受けた際の利子相当金額（利子補給期間：5年間）

問合せ
藤沢市経済部産業労働課　(0466)50-3530

小田原市企業誘致推進条例

[対象要件]

区分	新規立地	拡大再投資
	企業等が新たに土地・家屋を取得・賃借して事業所等を開設し、操業を開始する場合	市内で10年以上継続して事業を営む企業等が家屋の増築等を行い、事業を拡張する場合
投下資本額	大企業／1億円以上、中小企業／5千万円以上	
固定資産の取得期間	2020年4月1日から2025年3月31日まで	
操業開始期間	2020年4月1日から2027年3月31日まで	

[対象地域]
工業地域、工業専用地域、工業系保留区域

[対象業種]
製造業、自然科学研究所、情報通信業

[支援内容]
1　立地奨励金
　投下資本額の10%(上限1億円)
2　税制上の優遇制度
　事業開始後3年間の固定資産税、都市計画税の税率を2分の1にします。
3　雇用促進奨励金
　5人以上の市内居住者を1年以上継続して新たに雇用した場合、1人につき20万円(上限1,000万円)
　※条件により適用できない場合があります。

工場立地法による緑地面積率等の緩和（工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例）

[対象地域]
工業地域、工業専用地域、準工業地域

[支援内容]

工業専用地域、工業地域	緑地面積率	6%以上
	環境施設面積率	5%以上、計11%以上
準工業地域	緑地面積率	15%以上
	環境施設面積率	5%以上、計20%以上

上記地域における重複緑地算入率　50%

小田原市企業振興資金融資

[対象者]
○市内に事業所を有し1年以上継続して同一事業を営むもの
○製造業及び製造業に関連する電気業、ガス業、熱供給業、道路貨物運送業、倉庫業等
　※その他条件があります。

[対象地域]
○工業地域、工業専用地域、準工業地域

[融資条件]
○用途/市内の工場適地に移転、増設、設備投資等を行うための資金
○限度額/1億円(所要額の80%以内)
○融資利率/2.1%
○返済方法/割賦返済、20年以内(据置1年)

[その他支援]
○3年間、利子相当額を助成します。
○15万円を限度として、支払った信用保証料を助成します。

小田原市企業立地促進融資利子補給制度

[対象者]
神奈川県企業立地促進融資を利用して、小田原市に立地する企業

[適用期間]
利子の支払いを始めた日の属する月から3年以内

[利子補給の対象となる融資限度額]
西湘テクノパーク及び鬼柳・桑原地区工業団地に立地する場合は融資額のうち5億円以内、それ以外は1億円以内の額に対する利子相当額が対象

[支援内容]
融資利率以内の利子相当額を助成

問合せ
小田原市経済部産業政策課　(0465)33-1513

助　成　税制措置　規制緩和

三浦市企業等立地促進制度（税制）

[支援内容]
固定資産税及び都市計画税の全額免除（5年間）

[対象地域]
三崎漁港（二町谷地区）水産物流通加工業務団地

[適用要件]
・2021年3月31日までに立地して事業を開始すること
・国税、都道府県税、市町村税及び特別区税を完納していること
・事業内容が本市の経済の発展に寄与し、かつ、まちづくりにふさわしいと市長が認めるものであること

[投下資本額]
・1億円以上の投資（土地の取得がない場合は、5,000万円以上）

三浦市企業等立地促進制度（雇用奨励金）

[支援内容]
対象地域内で事業を開始するために、市民を正社員として新規に1年以上継続雇用した場合、1名につき14万円を事業者に交付。1事業者につき1回限り。

[対象地域]
三崎漁港（二町谷地区）水産物流通加工業務団地

[適用要件]
・2021年3月31日までに立地して事業を開始すること
・国税、都道府県税、市町村税及び特別区税を完納していること
・事業内容が本市の経済の発展に寄与し、かつ、まちづくりにふさわしいと市長が認めるものであること

問合せ
三浦市政策部市長室　（046）882-1111（内線441）

工場立地法による緑地面積率等の緩和（三浦市工場立地法地域準則条例）

三浦市では、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しています。

[対象地域]
工業地域、準工業地域（二町谷地区）

[支援内容]

工業地域	緑地面積率	15%以上
	環境施設面積率	20%以上
準工業地域（二町谷地区）	緑地面積率	15.7%以上
	環境施設面積率	20.7%以上

問合せ
三浦市経済部観光商工課　（046）882-1111（内線77323）

助　成　税制措置　規制緩和

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例

[適用要件]

1)新規立地の場合
- 投下資本額が3億円以上であること(土地を賃借する場合は1億5,000万円以上)
- 2026年3月31日までに操業すること
- 対象地域は東名秦野テクノパーク、または工業専用地域

2)施設再整備の場合
- 投下資本額が3億円以上であること(中小企業は1億5,000万円以上)
- 2026年3月31日までに施設再整備に係る施設を操業すること
- 対象地域は東名秦野テクノパーク、工業専用地域および工業地域

3)業種
- 東名秦野テクノパークは研究開発型の産業施設または情報通信関連産業
- 工業専用地域および工業地域は製造業または情報通信業

1. 固定資産税・都市計画税の4年間課税免除

[支援内容]

事業を開始した年の翌年度以降4年度分の固定資産税（土地･家屋･償却資産）・都市計画税を課税免除

[その他の要件]

- 課税免除については1企業1回限り
- 土地を借りて事業を開始する場合でも家屋及び償却資産については課税免除の対象

2. 雇用促進奨励金交付

[適用要件]

新規に秦野市に住所を有する者を10人以上（中小企業にあっては5人以上）雇用（雇用の始期が操業を開始する日の前後6ヶ月以内に限る）し、かつ1年以上継続して雇用

[支援内容]

- 1人に付き30万円を交付
- 1企業1回限り、600万円を限度

工場立地法による緑地面積率等の緩和（秦野市特定工場に係る緑地面積率等の基準を定める条例）

秦野市では、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しています。

[対象地域]

工業専用地域、工業地域、準工業地域

[支援内容]

工業専用地域	緑地面積率	5%以上
	環境施設面積率	10%以上
工業地域	緑地面積率	10%以上
	環境施設面積率	15%以上
準工業地域	緑地面積率	15%以上
	環境施設面積率	20%以上

問合せ

秦野市環境産業部産業振興課　(0463)82-9646

助　成　税制措置　規制緩和

厚木市企業立地元気アップサポート事業

1. 固定資産税等の軽減、企業立地奨励金

[対象地域]
【特定誘致地区】厚木市が指定する3つの業務施設集積地区
1. 東名厚木IC周辺地区
2. 本厚木駅周辺地区
3. 森の里及び周辺地区

【一般誘致地区】特定誘致地区以外の市内全域（次のいずれかを満たすこと）
1. 市内で3年以上継続して事業を行っていること
2. 立地する土地の敷地面積が、3,000m^{2}以上（情報通信業にあっては、1,000m^{2}以上）であること

[適用要件]
市内への新たな立地、市内既存企業の市内での事業所の新設・移設・増設（2021年3月31日までに事業を開始することが必要）
立地の日の6か月前までに企業立地計画書の提出が必要です。
立地の日から3か月以内に奨励措置適用申請書の提出が必要です。

[対象企業]
・製造業
・情報通信業
・卸売・小売業（東名厚木IC周辺地区及び本厚木駅周辺地区に限る。）
・自然科学研究所

[投下資本額]
・製造業、自然科学研究所は3億円（中小企業は5,000万円）以上
・情報通信業、卸売・小売業は5,000万円以上
・小規模企業は3,000万円以上

[固定資産税等の軽減内容]
【特定誘致地区】固定資産税及び都市計画税を2年間免除、3年間1／5に軽減
【一般誘致地区】固定資産税及び都市計画税を5年間1／5に軽減

[企業立地奨励金支援内容]
・立地に係る投下資本額の10%相当額、限度額5,000万円
・中小企業や小規模企業が立地する場合に限る

2. 固定資産税等の免除、戦略産業奨励金

[対象地域]
【特定誘致地区】厚木市が指定する3つの業務施設集積地区
1. 東名厚木IC周辺地区
2. 本厚木駅周辺地区
3. 森の里及び周辺地区

[適用要件]
市内への新たな立地、市内既存企業の市内での事業所の新設・移設・増設（2021年3月31日までに事業を開始することが必要）
立地の日の6か月前までに企業立地計画書の提出が必要です。
立地の日から3か月以内に奨励措置適用申請書の提出が必要です。

[対象企業]
・戦略産業（環境、エネルギー、医療福祉、防災、食品関連の製造業・研究所、広域的な商圏を有する小売業）

[投下資本額]
・製造業、自然科学研究所は3億円（中小企業は5,000万円）以上
・情報通信業、卸売・小売業は5,000万円以上
・小規模企業は3,000万円以上

[固定資産税等の免除内容]
固定資産税及び都市計画税を5年間免除

[戦略産業奨励金支援内容]
立地に係る投下資本額の3%相当額、限度額1億円（ただし、中小企業・小規模企業においては、投下資本額の13%相当額、限度額5,000万円）

3. ロボット産業奨励金

[対象地域]
特定誘致地区及び一般誘致地区

[対象企業]
ロボット産業に係る立地をした企業

[支援内容]
大企業500万円　中小企業・小規模企業250万円
企業立地奨励金または戦略産業奨励金と併用可
立地の日の6か月前までに企業立地計画書の提出が必要です。
立地の日から3か月以内に奨励措置適用申請書の提出が必要です。

4. 本社機能奨励金

[対象地域]
特定誘致地区及び一般誘致地区

[対象企業]
立地に伴い、新たに本社機能を備えた企業

[支援内容]
大企業500万円　中小企業・小規模企業250万円
企業立地奨励金または戦略産業奨励金と併用可
1企業につき1回のみ交付
既に市内に本社機能を有している場合は対象になりません。
立地の日の6か月前までに企業立地計画書の提出が必要です。
立地の日から3か月以内に奨励措置適用申請書の提出が必要です。

5. 雇用奨励金

[対象地域] 特定誘致地区及び一般誘致地区

[対象企業] 条例適用企業

[適用要件]
・製造業、自然科学研究所は15人(中小企業・小規模企業は1人)以上
・情報通信業、卸売・小売業は5人以上(中小企業・小規模企業は1人)以上
立地の日の前後3か月以内に新たに雇用し、引き続き1年以上雇用した場合が対象です。
立地の日から起算して1年3か月を経過した日以後、2か月以内の申請が必要です。

[支援内容] 正規社員40万円、正規以外の常時雇用者20万円(障がい者又は高齢者雇用の場合10万円加算)

6. 産業用地創出奨励金

[対象地域]
特定誘致地区及び一般誘致地区(準工業地域、工業地域及び工業専用地域に限る。)

[対象者]
条例適用企業等に3,000m^{2}以上の土地を売却または事業用定期借地権を設定した土地所有者

[適用要件]
1) 新たに3,000m^{2}以上の産業用地を売却した場合
2) 引き続き3,000m^{2}以上の産業用地を賃貸した場合
立地の日から3か月以内に奨励措置適用申請書の提出が必要です。

[支援内容]
前年度の土地に係る固定資産税並びに都市計画税相当額を交付

工場立地法による緑地面積率等の緩和（厚木市工場立地に関する準則を定める条例）

厚木市では、2015年4月1日から、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しました。

[対象地域]
工業専用地域、工業地域、準工業地域

[支援内容]

工業専用地域	緑地面積率	5%以上
	環境施設面積率	10%以上
工業地域、準工業地域	緑地面積率	10%以上
	環境施設面積率	15%以上

問合せ
厚木市産業振興部産業振興課企業誘致係　(046)225-2831

助　成　規制緩和

大和市企業活動振興条例

1. 新規立地奨励金

[対象企業]
市外から市内に新規進出する事業者(製造業、情報通信業、自然科学研究所)

[対象地域]
大和市内

[その他の要件]
投下資本額３億円以上(中小企業は３千万円以上)

[支援内容]
投下資本額の１０%(ロボット産業は２０%)を交付(大企業　１億円(ロボット産業は２億円)、中小企業　５千万円(ロボット産業は１億円)を上限とする)(１回)

2. 事業拡大奨励金

[対象企業]
市内で３年以上操業している企業（製造業、情報通信業、自然科学研究所）

[対象地域]
大和市内

[その他の要件]
投下資本額２億円以上(中小企業２千万円以上)

[支援内容]
事業の拡大のために移設、増築または建替えを行う場合に、投下資本額の１０%(ロボット産業は２０%)を交付(大企業　１億円(ロボット産業は２億円)、中小企業　５千万円(ロボット産業は１億円)を上限とする)(都度)

3. 設備投資奨励金

[対象企業]
市内で３年以上操業している企業（製造業、情報通信業、自然科学研究所）

[対象地域]
大和市内

[その他の要件]
投下資本額１億円以上(中小企業１千万円以上)

[支援内容]
事業の拡大のために新たな設備投資を行う場合に、投下資本額の１０%（ロボット産業は２０%）を交付（大企業５千万円（ロボット産業は１億円)、中小企業　３千万円(ロボット産業は6千万円)を上限とする)

4. 投資促進奨励金

[対象企業]
市外から市内に新規進出する事業者、市内で３年以上操業している企業（いずれも製造業、情報通信業、自然科学研究所）

[対象地域]
大和市内

[その他の要件]
上記の新規立地奨励金、事業拡大奨励金、設備投資奨励金のいずれかの奨励金を受けた企業

[支援内容]
新たに取得した当該立地に係る固定資産に課する固定資産税及び土地、建物に課する都市計画税、それぞれの税相当額を合算した額の２分の１を奨励金として交付（３年度分）

5. 賃貸オフィスビル等入居奨励金

[対象企業]
市内の1,000m^{2}以上の床面積を有する賃貸オフィスビル等を新たに賃借し、１年以上操業した企業（製造業、情報通信業、自然科学研究所）

[対象地域]
大和市内

[支援内容]
賃料の２分の１を奨励金として交付(１回(１年間分))

6. 健康企業奨励金

[対象企業]
市内で３年以上操業している企業

[対象地域]
大和市内

[その他の要件]
社員の健康増進に取り組む企業として市長が認定した場合

[支援内容]
100万円を奨励金として交付(１回)

工場立地法による緑地面積率等の緩和（大和市工場立地法の緑地面積率等に係る準則を定める条例）

[対象企業]
工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑化面積率等の基準を緩和

[対象地域]
工業地域、準工業地域

[支援内容]
敷地面積１ヘクタール未満の場合
　緑地面積率　　10%以上
　環境施設面積率　15%以上
敷地面積１ヘクタール以上の場合
　緑地面積率　　14%以上
　環境施設面積率　19%以上

問合せ
　大和市市民経済部産業活性課　(046)260-5135

助　成　税制措置

伊勢原市企業立地促進条例

[適用要件]
・対象地域に事業所を新設又は移転して立地していること、もしくは事業所を増設していること。
・投下資本額が3億円以上(中小企業等は、東部第二土地区画整理事業区域3,000万円以上、その他の地域1億円以上)。
・2021年3月31日までに立地していること。
・企業等の施設及び事業内容が規則に定める業種に該当するもの。

[対象地域]
・伊勢原市東部第二土地区画整理事業区域
・その他の地域(東部第二土地区画整理事業区域及び住宅系用途区域を除く市内全域)

[対象企業]
・戦略産業(ロボット関連及び医療関連の製造業)
・その他の製造業、情報通信業、学術・開発研究機関、運輸業、卸売業など

1. 固定資産税等の課税免除及び不均一課税

[支援内容]
【戦略産業】
固定資産税及び都市計画税を5年間免除
【その他の対象企業】
・東部第二土地区画整理事業区域に立地する製造業、情報通信業、学術・開発研究機関：固定資産税及び都市計画税を3年間免除、2年間1／5に軽減
・その他：固定資産税・都市計画税を5年間1／5に軽減
※増設の場合は、当該増設により増加した部分が軽減措置の対象

[その他の要件]
同一の固定資産については1回限り。

2. 雇用促進奨励金

[対象企業]
市内に住所を有する者（雇用される6ヶ月以上前から居住）を新規に5人以上雇用（立地の日の前後3ヶ月以内に雇用した正規従業員に限る。）し、かつ1年以上継続雇用していること。

[支援内容]
(1) 5人を超える常用従業員1人当たり20万円(限度額300万円)
(2) 学校等の新卒者及び卒業後3年以内の既卒者が新規雇用に含まれる場合1人当たり10万円まで(最大5人まで)

[その他の要件]
同一敷地内1回限り

問合せ
伊勢原市経済環境部商工観光課　(0463)94-4732

助　成　税制措置

海老名市企業立地促進事業

奨励措置

[企業立地奨励金]
投下資本額の10%を奨励金として交付
限度額3,000万円

[固定資産税等の軽減]
固定資産税・都市計画税を税率1／2に軽減(3年間)
既に海老名市内で3年以上操業している中小企業が適用を受ける場合は3年間全額免除

[雇用奨励金]
立地に伴い、市内在住者を新規雇用した場合、雇用する時期に応じて差をつけ、1人につき10～50万円を奨励金として交付します。(限度額1,000万円)※障がい者を雇用した場合は、10万円を加算。

[環境施設奨励金]
以下の環境施設を設置した場合、費用の一部を奨励金として交付します。
・雨水活用施設(有効貯水量10m^{3}以上のもの)
　1m^{3}につき、5万円を乗じて得た額(限度額：100万円)
・太陽光発電施設(発電能力10kW以上のもの)
　1kWにつき、10万円を乗じて得た額(限度額：300万円)
・風力発電施設
　1kWにつき、3万円(限度額：100万円)
・屋上緑化・壁面緑化(のべ3m^{2}以上施工)
　次のいずれか低い方の額(限度額：300万円)
　(1) 屋上緑化した面積1m^{2}あたり2万円を乗じて得た額若しくは壁面緑化1m^{2}当たり5,000円を乗じて得た額(又は合計額)
　(2) 緑化に要した費用の1／2の額

[法人市民税法人税割の軽減]
本社等を立地した場合について、法人市民税の法人税割を税率1／2に軽減(3年間)

奨励措置を受けるための要件

[対象地域]
・工業専用地域、工業地域
・準工業地域(3,000m^{2}以上の一団の地域)
・市街化調整区域(他法令等により企業等の立地が認められる場合に限る)

[対象業種]
・製造業、情報通信業
・自然科学研究所(総務省統計局の産業分類による)
※雇用奨励金と法人市民税法人税割の軽減は、業種を問わない。

[投下資本額]
・新たに市内に立地する場合
　大企業…投下資本額の総計3億円以上
　中小企業…投下資本額の総計5,000万円以上
・3年以上市内で操業する企業
　(同規模の移転又は同一敷地内に同規模の建替え)
　大企業…投下資本額の総計2億円以上
　中小企業…投下資本額の総計3,000万円以上
・3年以上市内で操業する企業
　(市内別地区への新たな事業所の開設、既存事業所の増設、規模の拡大を伴う移転若しくは建替え)
　大企業…投下資本額の総計1億円以上
　中小企業…投下資本額の総計2,000万円以上

[適用期間]
2022年3月31日まで
適用期間内、1企業に係る立地につき、1回限りとする

問合せ
海老名市経済環境部商工課　(046)235-4843

⑯ 座間市

助　成　税制措置

企業等の新たな企業投資の促進のための支援措置に関する条例

[対象地域]
工業専用地域、工業地域、市街化調整区域での開発行為の許可地域

[対象企業]
・製造業、情報通信業、自然科学研究所
・事業所等の新設、移設又は増設に伴い、企業投資額が3億円以上(中小企業は3,000万円以上)の投資

[対象期間]
2016年4月1日～2021年3月31日まで

1. 不均一課税

[適用要件]
事業所等の新設、移設又は増設

[投下資本額]
大企業：3億円以上、中小企業：3,000万円以上

[助成額]
固定資産税及び都市計画税の不均一課税

[支援内容]
固定資産税・都市計画税の不均一課税は、賦課年度から5年間、1／2軽減

2. 雇用奨励

[適用要件]
市内居住で1年以上雇用した常用の従業員5人以上、6人目から（中小企業は2人以上で3人目から）

[支援内容]
大企業：5人を超えた雇用(6人目から)1人20万円(限度額600万円)
中小企業：2人を超えた雇用(3人目から)1人20万円(限度額600万円)
※ただし、障害者を雇用した場合は1人30万円

3. 施設整備費助成金

[適用要件]
整備した環境保全施設(雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、浸透性アスファルト舗装及び緑地緩衝帯の植栽で開発等事業指導要綱に基づく整備を除く)

[支援内容]

1）雨水浸透ます	限度額 12万5,000円
2）雨水浸透トレンチ	限度額 65万円
3）浸透性アスファルト舗装	限度額 50万円
4）緑地緩衝帯への植栽	限度額 30万円

4. 企業投資奨励金

[対象企業]
・投資額が50億円以上の適用企業(中小企業者にあっては5億円)
・企業投資額の100分の3（ロボット関連企業にあっては100分の5）に相当する額（5億円以上25億円未満＝5,000万円、25億円以上50億円未満＝1億円、50億円以上75億円未満＝1億5,000万円、75億円以上100億円未満＝2億5,000万円、100億円以上＝3億円）

[支援内容]
不均一課税適用年度から10年間割とし、1企業等につき1回を限度

問合せ
座間市環境経済部商工観光課　(046)252-7604

⑰ 南足柄市

助　成　税制措置

企業立地の促進等に関する条例に基づく奨励措置

1. 立地

[適用要件]
事業所を新設し、移設し又は用地を拡大して増設し、操業を開始

[対象企業]
営利を目的とした事業所を設ける法人又は個人で、事業内容が地区計画に合致するもの

[対象地域]
指定産業集積地域（市長が指定する地域）

[投下資本額]
3億円以上（中小企業5,000万円以上）

[支援内容]
・固定資産税（土地・家屋・償却資産）及び都市計画税の不均一課税賦課される年度から5年間、1／2軽減

2. 拡大再投資

[適用要件]
市内に立地後10年以上事業活動を行っている企業等が、敷地内に家屋を新築し、又は増築し、当該家屋に係る償却資産を取得し、操業を開始

[対象企業]
営利を目的とした事業所を設ける法人又は個人で、事業内容が日本産業分類に定める製造業、情報通信業等

[対象地域]
工業系地域（工業専用地域・工業地域）

[投下資本額]
2億円以上（中小企業3,000万円以上）

[支援内容]
・固定資産税（土地・家屋・償却資産）及び都市計画税の不均一課税賦課される年度から4年間、1／2軽減
・適用は1事業所につき1回限り

3. 雇用奨励金

[適用要件]
指定産業集積地域に立地する企業で、市内に住所を有するもの等を新規雇用5人（中小企業2人）以上雇用

[支援内容]
・1人につき20万円・新規障害者1人につき20万円を加算
・雇用奨励金は1,400万円を限度額

4. 転入奨励金

[適用要件]
指定産業集積に新たに立地する企業で、従業員を10人以上市内に転入勤務させた場合

[支援内容]
・1人につき10万円
・転入奨励金は1,400万円を限度額

問合せ
南足柄市環境経済部商工観光課　(0465)73-8031

南足柄市工場緑化事業補助金制度

[支援内容]
「南足柄市緑の基本計画」に基づき、工場とその周辺地域の豊かな自然環境との調和の取れた良好な地域環境を形成することを目的として、市長が指定する方法により緑化事業を実施した工場に対し、緑化事業に要した費用の一部を補助

[適用要件]
工場が行う緑化事業のうち次の範囲が対象
1）県道主要地方道に隣接する幅員7～10m
2）一般県道に隣接する幅員5～7mの部分
3）都市計画道路に隣接する幅員7～10mの部分
4）市道幹線一級に隣接する幅員4～5mの部分
5）市道幹線二級その他の道路に隣接する幅員2～4mの部分
6）公共施設又は公益施設に隣接する幅員7mの部分
7）一般住宅に隣接する幅員4mの部分
8）上記以外のものに隣接する範囲は市長が定める幅員との部分

問合せ
南足柄市都市部都市整備課調査管理班　(0465)73-8049

企業等の立地促進に関する条例、寒川町企業立地促進融資利子補助金交付要綱

[対象地域]
工業系地域・・・準工業地域、工業地域、工業専用地域

[対象企業]
製造業、情報通信業、自然科学研究所

[対象期間]
2021年3月31日までに立地した企業

1. 税制（不均一課税）

[適用要件及び投下資本額]
企業が立地のために固定資産（土地、家屋、償却資産）の取得に要した費用の総額が次の要件を満たすこと
・土地の取得を伴う場合：大企業3億円以上、中小企業5,000万円以上
・土地の取得を伴わない場合：大企業2億円以上、中小企業3,000万円以上

[支援内容]
固定資産税　税率1.4%→0.7%（1／2軽減）
都市計画税　税率0.2%→0.1%（1／2軽減）

[適用期間]
・土地の取得を伴う場合　7年度分
・土地の取得を伴わない場合　5年度分
・償却資産のみの場合　3年度分

2. 雇用奨励金

[適用要件]
左記の税制奨励措置を受ける企業で、立地の日の前後2ヶ月以内に新たに町民を常時雇用する従業員として雇用し、引き続き1年以上雇用していること
ただし、この従業員は雇用の日1年前から申請の日まで継続して町内に住所を有する者であること

[支援内容]
①1年2月雇用した場合：1人につき20万円
②2年2月雇用した場合：1人につき10万円
※障害者雇用の場合は10万円加算
※①②ともに上限10人

3. 寒川町企業立地促進融資利子補助金交付要綱

[適用要件]
「寒川町企業等の立地促進に関する条例」により税制上の奨励措置を受け、かつ神奈川県産業集積支援融資制度または、神奈川県企業誘致促進融資制度により融資を受けた企業等

[対　象]
神奈川県産業集積支援融資制度又は、神奈川県企業誘致促進融資制度により受けた融資

[支援内容]
支払った利子の相当額（補助率100%）

[適用期間]
利子の返済開始月から最長5年（税制上の優遇措置が3年の場合最長3年）

寒川町中小企業施設整備資金特別融資要綱

[適用要件]
事業所又は工場等を町内に新設、増設する、又は設備を更新若しくは増設しようとする中小企業者で、税金を完納しているなどの一定の条件を満たしている方

[融資限度額]
5,000万円（融資対象の総事業費の80%を上限）

[融資利率]
年2.3%以下

[融資期間]
10年以内（据置期間6月以内を含む）

寒川町中小企業施設整備資金特別融資利子補助金交付要綱

[適用要件]
「寒川町中小企業施設整備資金特別融資要綱」により融資を受けた中小企業者（会社又は個人）

[支援内容]
支払った利子の1／2相当額（補助率50%）ただし、100円未満端数切り捨て

[適用期間]
利子の返済開始月から最長5年

寒川町中小企業事業資金融資要綱

[適用要件]
事業活動に必要な運転資金及び設備資金を資金使途とし利用する中小企業者で、税金を完納しているなどの一定の条件を満たしている方

[融資限度額]
500万円

[融資利率]
年2.3%以下（内1.3%分を金融機関へ補給するため実質1.0%以下で利用いただけます）

[融資期間]
60月以内（据置期間4月以内を含む）

問合せ
寒川町産業振興課商工労政担当　（0467）74-1111

助　成　税制措置

山北町企業等の立地促進に関する条例

[対象企業]
山北町に事業所を新設等した企業

[対象地域]
・工業系地域（工業地域・準工業地域）
・山北町特定地域土地利用計画における利用検討ゾーン

[その他の要件]
・投下資本額3億円以上（中小企業5,000万円以上）
・国税、都道府県税、市町村税の完納
・企業立地促進地区にふさわしい事業内容であること（立地規制との整合等）

1. 固定資産税の不均一課税

[支援内容]
・賦課される年度から5年間（1／2軽減）
・但し、本社機能を移転した場合又は、従業員住宅を設置する場合は7年間

2. 雇用奨励金の交付

[支援内容]
・町内に住所を有する新規雇用従業員の雇用5人以上（中小企業は3人以上）
・新規雇用従業員×20万円（障害者雇用は10万円加算）
・300万円を限度として交付

3. 立地奨励金

[支援内容]
・10,000m^{2}以上の一団の土地に借地権又は事業用定期借地権を設定し、立地した場合
・当該土地の固定資産税相当額の1／2を1年について500万円を限度に交付
・立地の翌年度から5年間（本社機能を移転した場合又は、従業員住宅を設置する場合は7年間）交付

問合せ
山北町商工観光課商工観光班　（0465）75-3646

税制措置　規制緩和

企業立地等促進事業

1. 固定資産税の課税免除と不均一課税

[対象地域]

町内の「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」

[適用期限]

2019年4月1日から2022年3月31日（3年間）※期限までに立地し、操業することが必要です。

[対象となる立地]

1　新設
　町内に事業所を有しない企業が新たな固定資産を取得等（償却資産のみの取得または賃借を除く。）して、事業所を設置して操業を開始すること。

2　移設
　町内に事業所を有する企業が事業拡大を図る目的で、既存の事業所を町内の別の地域に移転し、操業を開始すること。

3　増設
　町内に事業所を有する企業が事業拡大を図る目的で、新たな固定資産を取得等（償却資産のみの取得または賃借を除く。）して、事業所を設置して操業を開始すること。

[投下資本額]

・町外から新たに町内に立地する企業、投下資本額3億円以上（土地の取得を伴わない場合1億5,000万円以上）、中小企業者においては5,000万円以上
・町内において継続して5年以上事業を行い、かつ町内で事業拡大を図ることを目的とする企業、投下資本額1億円以上（土地の取得を伴わない場合5,000万円以上）、中小企業者においては2,000万円以上

[支援内容]

1　南部地区
　指定業種（製造業（大分類E）、情報通信業（大分類G）、学術・開発研究機関（中分類71）※1）・・・固定資産税の不均一課税　当初3年間免除。2年間（1／2に軽減）（4年目、5年目）　＜※1　日本標準産業分類で規定する分類＞
　指定業種以外・・・固定資産税の不均一課税　3年間（1／2に軽減）

2　他地域
　指定業種なし・・・固定資産税の不均一課税　3年間（1／2に軽減）

2. 工場立地法の特定工場に係る緑地面積率等の軽減措置

国の同意を得て定めた重点促進区域内においては、町独自に緑地面積率等を定め、企業が立地しやすい環境づくりを進めています。

[対象地域]

開成町南部土地区画整理事業地内の「工業専用地域」

[対象となる業種等]

工場立地法で規定する特定工場（業種：製造業、電気・ガス・熱供給業）
規模：敷地面積9,000m^{2}以上、または建築面積3,000m^{2}以上

[支援内容]

緑地面積の敷地面積に対する割合（A）　100分の5以上
環境施設の面積の敷地面積に対する割合※（A）を含む　100分の10以上

問合せ
　開成町まちづくり部産業振興課　（0465）84-0317

助成　税制措置

愛川町企業誘致等に関する条例

[対象地域]
製造業、情報通信業、自然科学研究所
…工業系区域及び県央愛川ハイテク研究所団地
宿泊業…町内すべての地域

[適用要件]
事業所の新規立地、移設、増設及び償却資産の増資
(既存企業にあっては愛川町内で3年以上の事業実績)

[対象企業]
製造業、情報通信業、自然科学研究所、宿泊業(ホテル・旅館業に限る)

[投下資本額]
製造業、自然科学研究所、宿泊業
(大企業3億円以上、中小企業3千万円以上)
情報通信業(大企業1億円以上、中小企業3千万円以上)
小規模企業の場合：上記業種で1千万円以上
償却資産のみの増資の場合：大企業3億円以上、中小企業3千万円以上、
小規模企業者1千万円以上

[対象期間]
2019年4月1日～2024年3月31日

[支援内容]
1　固定資産税・都市計画税の不均一課税(5年間)
①戦略産業(ロボット関連、医療関連の製造業)…免除
②上記以外の製造業、情報通信業、自然科学研究所…1/5に軽減
③宿泊業…1/2に軽減
2　雇用奨励金
町内に住所を有した町民を新たに1年以上雇用した場合、雇用1人目から一人あたり20万円・5人分を限度。雇用従業員が障害者(身体・知的・精神)であれば一人あたり10万円を加算。
3　環境配慮設備設置奨励金
・立地に伴い太陽光発電設備（発電能力10kw以上）を設置した場合、50万円を交付
・建築物の屋上の全部又は一部に3m^{2}以上の屋上緑化を施工した場合に50万円を限度に交付
①屋上緑化した面積1m^{2}当たり2万円を乗じて得た額
②緑化に要した費用の2分の1の額
※①か②のいずれか低い方の額
※支援内容2及び3について、償却資産のみの増資の場合は対象となりません。

企業立地に伴う就業者転入奨励金制度(愛川町企業の立地に伴う就業者転入奨励金交付要綱)

[支援内容]
町企業誘致条例の奨励措置の適用を受けた企業(償却資産のみの増資は除く)に勤務する就業者のうち、愛川町以外に居住する者が定住の意思を持って本町へ転入した場合に、50万円を就業者へ交付

[適用要件]
就業者自ら居住の用に供する住宅を取得(新築又は購入)し、取得した日の直後の固定資産課税基準日(1月1日)まで引き続き居住していること等

環境配慮設備設置事業補助金

[対象企業]
本町の区域内で継続して1年以上事業を行っている企業

[支援内容]
1　太陽光発電設備(発電能力10kw以上)を設置した場合、50万円を交付
2　建築物の屋上の全部又は一部に3m^{2}以上の屋上緑化を施工した場合に50万円を限度に交付
①屋上緑化した面積1m^{2}当たり2万円を乗じて得た額
②緑化に要した費用の2分の1の額
※①か②のいずれか低い方の額

工場立地法による緑地面積率等の緩和
(愛川町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例)

愛川町では、2019年4月1日から、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しました。

[対象地域]
工業専用地域、工業地域

[支援内容]

工業専用地域	緑地面積率	5%
	環境施設面積率	10%
工業地域	緑地面積率	10%
	環境施設面積率	15%
重複緑地参入率	50%	

問合せ
愛川町環境経済部商工観光課　(046)285-2111(内線3524)

かながわの3つの特区をご紹介します

1 東京圏国家戦略特別区域（神奈川県）

国が、産業の国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点形成を促進するために、規制改革やその他の施策を重点的に進めることとした、特別な区域です。2014年5月に神奈川県全域が指定されました。

2 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区※1（神奈川県・横浜市・川崎市）

産業・技術などの集積と京浜臨海部の強みを活かしたライフイノベーションを推進するため、神奈川県、横浜市、川崎市は共同で「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」を国に申請し、2011年12月に指定を受けました。

京浜臨海部の強み

- ○ 都市・交通基盤の充実
- ○ 首都圏域の人材・情報・技術の集積
- ○ 京浜臨海部を中心とした産業などの集積

目　標

個別化・予防医療時代に対応したグローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出

取　組

- ○ アミノ酸解析技術（アミノインデックス®）を活用した個別化医療の実現
- ○ ヒトiPS細胞を活用した脊髄損傷等に対する再生医療の実現
- ○ 医療現場のニーズと企業等の技術シーズのマッチングを図る医工連携事業

取組みに対する国の支援メニュー

- ○ 規制の特例措置
- ○ 財政上の支援措置
- ○ 税制上の支援措置
- ○ 金融上の支援措置

国際的な課題の解決に貢献しながら、日本経済の持続的な発展を牽引します。

<再生・細胞医療の産業化拠点>
ライフイノベーションセンター

2016年4月供用開始（川崎市殿町区域）
整備について特区の財政上の支援措置を活用

問合せ先◇神奈川県政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室特区連携グループ　電話045-210-3265

※1　総合特区とは…地域の包括的・戦略的な取組みを国における規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置等を活用し、推進する区域

これらの特区制度等を活用して立地する投資計画の場合は、

⇒詳しくは、P16のセレクト神奈川NEXTをご覧ください。

3 さがみロボット産業特区※1（神奈川県内の12市町）

ロボット関連産業の振興を図るため、さがみ縦貫道路沿線地域を中心に、「さがみロボット産業特区」を国に申請し、2013年2月に地域活性化総合特区の指定を受けました。

生活支援ロボットの実用化や普及を促進するとともに、生活支援ロボットの実証環境を充実させるため、関連企業の集積を進めています。

★農林・水産　★インフラ・建設　★交通・流通
★観光　★犯罪・テロ対策　★介護・医療
★高齢者等への生活支援　★災害対応
等の幅広い分野のロボットが対象

ポテンシャルの高い「さがみ」で実用化を促進します！

域

藤沢市の一部区域
、藤沢市、茅ヶ崎市、
伊勢原市、海老名市、
寒川町、愛川町

■「特区」のさがみだから、できること

規制緩和　国の規制にチャレンジします！

○ 電波法、医薬品・医療機器等法、道路交通法などに関する国との協議を通じて、多様な実証実験を実現しています。
○ その他、必要に応じて、ロボットの普及に係る規制緩和を国に求めていきます。

開発支援　共同開発を全力サポート！

○ 産学公のオープンイノベーションで技術連携（共同開発）を支援します。
○ 各種補助金の獲得に向けて全面的に支援します。
○ 技術アドバイザーが研究開発をバックアップします。

●県が「重点プロジェクト」等として支援した案件から、既に25件が商品化されています。(2020.3現在)
※重点プロジェクトとは･･･生活支援ロボットの開発案件のうち、早期の実用化が期待できるものや、県民生活に大きなインパクトを与えるものなどを指定して、実証実験などについて支援しています。

実証実験　他ではできない！あの実験。

○ 病院や介護施設など、ロボットを実際に使用する状況に近い環境での実証実験をコーディネイトします。
○ 本格的な実証実験の前に、予め動作確認等を行える「プレ実証フィールド」を無償でご利用いただけます。

さがみロボット産業特区プレ実証フィールド　（相模原市南区）
元高校の校舎等の施設や模擬道路などの設備を介護施設や災害現場、公道等に見立てて実証実験を実施できます。

普及支援　「ロボットのある暮らし」をめざして

○ 介護・福祉施設等にロボットを持ち込み、施設の職員等に体験を通じてロボットの有効性を実感していただく「ロボット体験キャラバン」を行っています。
○ ロボットの公共機関での使用・評価・発信や、導入を検討している施設等に一定期間試用していただく「生活支援ロボットのモニター制度」を行っています。
○ 特区で商品化されたロボットの導入経費に対して補助を行う「ロボット導入支援補助金」があります。

問合せ先◇神奈川県産業労働局産業部産業振興課さがみロボット産業特区グループ　電話045-210-5652

最大10億円の補助金を含む、優遇制度があります！！
＜問合せ先＞神奈川県産業労働局産業部企業誘致・国際ビジネス課　電話045-210-5574

神奈川にはある、企業立地の確かな理由

分譲中産業用地「地域産業プロジェクト」

- **伊勢原大山インター周辺地区**（伊勢原市）
- **足柄産業集積ビレッジ**（南足柄市、開成町）
- **西湘テクノパーク**（小田原市）
- **横須賀リサーチパーク**（横須賀市）

神奈川への企業立地に関するお問合せ

http://www.k-yuchi.jp/ 神奈川産業立地情報 検索

神奈川県企業誘致促進協議会事務局　神奈川県産業労働局産業部 企業誘致・国際ビジネス課 内（神奈川県庁 本庁舎2F）
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1　電話 045-210-5573～5574（ダイヤルイン）　FAX 045-210-8875　E-mail select_k@pref.kanagawa.jp

2020年7月発行